

# 令和7年度 調布市 保育施設入園案内

(令和6年9月発行)



この案内は、保育施設を申込みする際に必要な書類や手続について記載しています。  
ご不明な点は以下までお問い合わせください。

調布市 子ども生活部 保育課 保育・幼稚園係

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
電話 (042) 481-7132~7134



●市ホームページ>子育て・教育>保育園・保育サービス>認可保育園>4月入園の申し込み

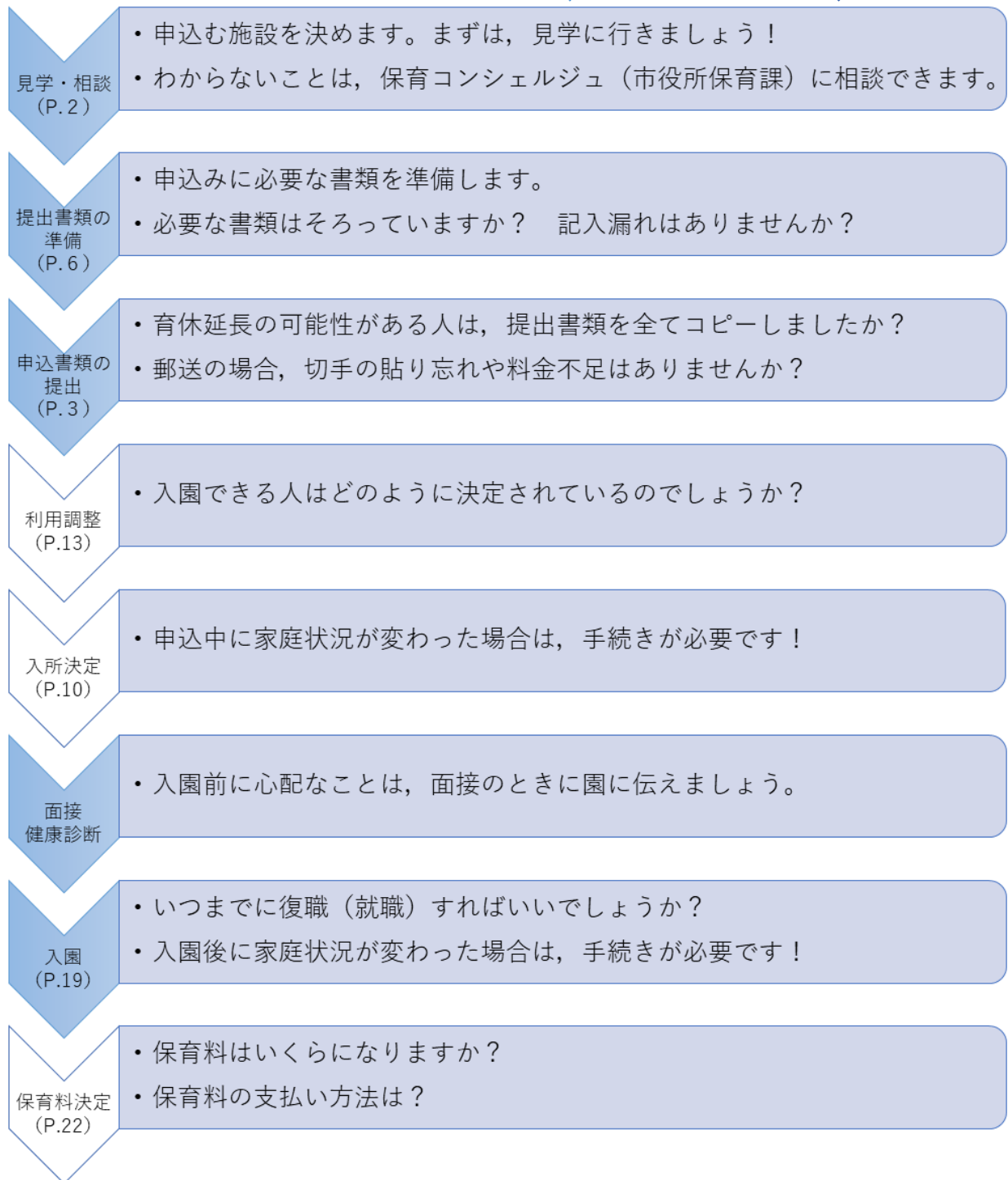
# 認可保育園 入園までの流れ



保護者が行うこと



市が行うこと



## 令和7年度からの主な変更点

- ・ 5月～3月入園の申込み受付期間を前倒し（原則前月1日締切）します。（P.3）
- ・ 自営業（個人事業主）の方の必要書類を簡素化しました。（P.7）
- ・ 転入を伴う市外からの申込み、転出を伴う市外への申込み方法を変更しました。（P.11）
- ・ 選考（利用調整）における基準指数の見直しを行いました。（P.14）
- ・ 育児休業給付金の延長手続き変更に伴い、利用調整方法を変更します。（P.30）
- ・ 宮の下保育園は、令和8年4月に移転と公私連携型保育所への移行を予定しています。（P.33）
- ・ こんぺいとう保育園は、令和7年4月から受入年齢が0～2歳児になります。（P.34）

# 目次

I	はじめに	1
1	施設の種類	1
2	保育施設を利用できる方	1
3	認定について	1
II	施設選びのポイント	2
III	認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法	3
1	受付期間	3
2	提出方法	5
3	新規申込み・転園申込みに必要な書類	6
4	申込みから決定までの流れ	9
5	申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合	10
6	市外からの申込み, 市外への申込みについて	11
7	選考(利用調整)について	13
8	育児休業明け入園予約制度について	17
9	早生まれ枠について	18
IV	入園内定後について	19
1	入園直後の手続き	19
2	転職・育児休業からの復職	19
3	保育の必要量	20
4	ならし保育	20
5	現況届出書の提出	20
6	保育園等における不適切な保育の相談窓口	20
7	入園後に家庭状況が変わった場合	21
8	保育料(利用者負担額)・給食費・延長保育料について	22
V	よくある質問 Q & A	25
VI	記入例	27
	コラム「育児休業給付金の延長手続き」が変わることをご存じですか?	30
VII	保育施設一覧	33
1	認可保育園	33
2	認可外保育施設	37
3	その他の保育サービス	39
VIII	幼稚園	41

# 1 はじめに

## 1 施設の種類

調布市内にある施設の種類の種類です。ご家庭の保育のニーズに応じて選択してください。

施設の種類の種類	保育施設						教育施設
	認可保育園 (P.33)	家庭的保育事業 (P.35)	認可外保育施設				幼稚園 (P.41)
			東京都 認証保育所 (P.37)	企業主導型 保育事業 (P.38)	その他の 認可外保育施設 (P.38)	家庭福祉員 (P.37)	共同実施型 家庭的保育事業 (P.37)
対象年齢	0～5歳児	0～2歳児	施設により異なる			0～2歳児	施設により異なる
申込み	保育課に申込み		各施設に直接申込み				
保育時間	原則7:00 ～18:00 ※延長保育は、 施設により異なる	原則8:30 ～16:30	施設により異なる				
保育料	保護者の市民税額により決定		施設により異なる				

## 2 保育施設を利用できる方

保護者全員が、以下のいずれかに該当している必要があります。

保育が必要な理由	保護者の状況	入所可能期間
不存在	死亡、行方不明、拘禁などの理由でない	必要な期間
就労	月48時間以上、働いていることを常態とする	就労している期間
疾病・障害	病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	出産予定月（出産月）と その前後各2か月間（合計5か月）
介護・看護	3親等以内の親族（申込児以外）を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災、地震などで自宅を失ったり、破損したため、復旧を行っている	必要な期間
通学	月48時間以上、大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
求職活動	仕事を探している	3か月以内

## 3 認定について

保育施設や施設型給付幼稚園（P.41 参照）を利用する場合は、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	申請対象	利用可能施設				
		施設型給付 (新制度) 幼稚園	認定こども園※		認可保育園	家庭的保育事業
幼稚園部分	保育所部分					
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	○	○			
2号認定	満3歳以上で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○
3号認定	満3歳未満で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○

※ 令和7年4月時点で、調布市内に認定こども園はありません。

※ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）や私学助成幼稚園を利用するには、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育・保育の無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。詳細は市ホームページをご覧ください。



## II 施設選びのポイント



- まずは、見学に行きましょう  
事前に直接施設へ電話連絡し、日程調整をしてください。

### 見学のポイント

#### 施設の様子

・明るさ、清潔さ、安全面（避難経路） ・園庭 ・設備や備品、おもちゃ ・トイレ など



#### 施設長・保育士の様子

・子どもにどのように声をかけているか ・笑顔で接しているか など



#### 子どもの様子

・子どもの表情（楽しそうに遊んでいるか、のびのびしているか） など

#### 施設の方針

・保育目標、方針 ・行事のありかた ・異年齢保育 ・連絡帳 など



#### 給食やおやつ

・内容 ・食育への考え方 ・アレルギー対応 など

#### その他

・自宅からの距離（行き方） ・入園前に準備するもの ・施設全体の雰囲気 など

- 保育コンシェルジュに相談できます  
平日8：30から17：00まで、市役所3階保育課にて予約不要で相談できます。

- 調布市子育て応援サイト「コサイト」も参考に  
保育園の情報を掲載しているホームページです。ぜひご活用ください。  
コサイト>まち情報>子育て関連施設



**重要!**

### 保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

保育園は、すべてのお子さまを安全にお預かりすることが前提の施設です。

そのため、申込みされるお子さまの状況によっては、保育園の状況や職員体制、設備面などにより、受入れが困難と判断される場合もあります。

例えば・・・疾病、医療的ケア、障害、特性の程度、発達の状況、アレルギーなど

申込み前に、希望する保育園へお子さまと一緒に見学または電話等で相談していただき、希望する保育園での集団保育が可能と確認をしたうえで、希望園の決定と申込みをしてください。

保育園内定後、内定園への事前の見学や確認がなかったことにより、面接・健康診断で受入れ不可と判断される等の不利益が生じて、内定園の変更など配慮を行うことはできません。

現時点で症状等が発現していない、または診断名がなくても、成長過程で発現・診断が確定する場合がありますので、ご心配な場合は、申込みの前にかかりつけの医師、希望園に相談してください。

ご不明な点やご相談がありましたら、保育課（042-481-7132～7134）までお問合せください。


### III 認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法

#### 1 受付期間


 令和7年度4月入園希望の場合

	受付期間（必着）	提出方法
令和7年4月一次募集	令和6年10月3日（木）から 10月23日（水）まで  →上記期間に申込書類を提出した方のみ 不足書類の追加提出・希望園変更の受付期限 令和6年11月18日（月）まで	① 郵送 ② 専用BOXへ投函 ③ 電子申請※ のいずれか
令和7年4月二次募集	令和6年10月24日（木）から 令和7年1月22日（水）まで	
令和7年4月三次募集	令和7年1月23日（木）から 3月3日（月）まで	


※ 不足書類の追加提出，希望園変更は，電子申請不可。


 保育課窓口では受け付けません。


二次募集は，一次募集を行い，定員に満たなかった枠・入園辞退により生じた枠を調整します。一次募集で定員に達し，その後欠員が出ない場合は，その施設・そのクラスでは，二次募集を実施しません。三次募集も同様です。

 令和7年5月～令和8年3月入園希望の場合 ※受付開始：令和7年3月4日（火）～

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法
令和7年5月	令和7年4月1日（火）まで	① 郵送 ② 保育課窓口で提出 ③ 電子申請 のいずれか
令和7年6月	令和7年5月1日（木）まで	
令和7年7月	令和7年5月30日（金）まで	
令和7年8月	令和7年7月1日（火）まで	
令和7年9月	令和7年8月1日（金）まで	
令和7年10月	令和7年9月1日（月）まで	
令和7年11月	令和7年10月1日（水）まで	
令和7年12月	令和7年10月31日（金）まで	
令和8年1月	令和7年12月1日（月）まで	
令和8年2月	令和7年12月26日（金）まで	
令和8年3月	令和8年1月30日（金）まで	

 令和7年6月入園以降の分についても，令和7年3月4日（火）以降であれば受け付けますが，書類審査は前月に行います。また，入園時点で，申込み時と就労状況などに変更があれば，内定取消の可能性もありますので，早すぎる申請はおすすめしません。

 令和7年4月に内定し，令和7年5月以降の転園を希望する場合は，「利用承認決定通知書」が届いてから，申込書類を提出してください。

 **重要!** 令和7年度の申込みは，令和8年3月入園分まで有効です。内定が出るまでは，申込みが自動的に継続します。途中で申込みの必要がなくなった場合は，取下げの手続（P.10）をしてください。



令和6年10月～令和7年3月入園希望の場合

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法
令和6年10月	令和6年 9月10日（火）まで	① 郵送 ② 保育課窓口で提出 ③ 電子申請 のいずれか
令和6年11月	令和6年10月10日（木）まで	
令和6年12月	令和6年11月 8日（金）まで	
令和7年 1月	令和6年12月10日（火）まで	
令和7年 2月	令和7年 1月10日（金）まで	
令和7年 3月	令和7年 2月10日（月）まで	



### 令和6年度途中入園と令和7年度4月入園を同時に申込みする方へ

- ・ 両年度の申込み受付期限内での申込みが必要です。  
例えば… 令和6年11月分と令和7年4月（一次）を同時に申込みする場合  
→ 令和6年10月3日（木）～令和6年10月10日（木）までに申込みが必要
- ・ 郵送または専用BOXへ投函する場合は、同じ封筒に入れてください。  
その場合、封筒には「令和6年〇月分・令和7年4月分申込書在中」と書いてください。
- ・ 同時提出の場合、書類の一部はコピーでも可です。  
必要な書類（P.6参照）のうち、A<sup>1</sup>-1（調布市子どもの保育の利用申込書）とA<sup>1</sup>-4（申込確認票）は、それぞれの年度の様式で作成してください。それ以外の書類は、令和7年度の様式を使用し、令和7年4月申込みに原本を、令和6年度途中入園申込みにコピーを用意してください。  
なお、令和6年度申込みには、B-4は「令和5年度（令和4年分）住民税課税証明書」が必要です。

## 2 提出方法

### ① 郵送の場合

宛先：〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
調布市役所 保育課 ○月入園申込担当宛



- 受付期間中に必着です。1日でも過ぎた場合は、次回の選考（利用調整）の対象となります。
- 郵送料は、差出人負担です。
- 書類の枚数によって料金が変わります。料金不足がある場合は、受理できずに返却します。
- 郵便による事故は責任を負いかねます。特定記録郵便や簡易書留を推奨します。
- 書類到着の通知は行いません。電話による到達確認は、投函後5開庁日程度から可能です。（見込指数や不備・不足状況等のご案内はできません。）

### ② 専用BOXへ投函の場合（4月入園のみ。5月以降は窓口で受付します。）

設置場所：調布市役所 3階 保育課前（緑色のボックス）  
設置時間：8：30から17：00まで（土・日曜日、祝日を除く）



- 封筒に入れて、糊付けしてください。
- 封筒には、住所・保護者氏名・「4月入園分申込書在中」と記載してください。

### ③ マイナンバーカードを使った電子申請（マイナポータル）の場合

予め用意するもの

- ・必要な書類一式（記入済みのもの）
- ・申請者（保護者）のマイナンバーカード及び暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード：数字4桁）
- ・スマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）またはパソコン（ICカードリーダーを含む）



- 手順1. マイナポータルへアクセスする。
- 手順2. 「さがす」をタップし、「カテゴリから検索」の「子育て」を選択する。
- 手順3. 検索結果の中から「利用申込」を選択する。
- 手順4. 入力案内に従い申請する。
- 手順5. 申請完了画面で、申請データをダウンロードする。



- 書類の不足または不備がある状態でのご利用はお控えください。
- 書類の不足や記載内容の不備、添付写真が不鮮明の場合、再提出のご連絡をします。  
なお、再提出はオンラインでは受付できません。郵送か窓口で締切までに手続きをしてください。
- オンラインでの申請後に、ご家庭の状況、お仕事などの状況および入園希望施設等に変更がある場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。なお、変更はオンラインでは受付できません。郵送か窓口で締切までに手続きをしてください。
- 60分以上画面遷移を行わない状態でいるとタイムアウトエラーとなります。申請を一時中断する場合などには、入力中の申請データを保存してください。
- オンライン申請完了のお知らせ（受付番号など）の送付を希望される方は、申請画面にてメールアドレスを入力してください。
- マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません。
- マイナポータルの操作方法等についてはお答えできません。マイナポータルについてご不明なことは、マイナポータルサイト内「よくある質問」にてご確認ください。



### 3 新規申込み・転園申込みに必要な書類

**重要!** 育児休業給付金の延長手続き (P.30 参照) には、認可保育園の申込書類の写しが必要です。  
延長の可能性のある方は、書類一式を提出前に必ずコピーをお取りください。

- ※ 提出された後の書類の返却はできません。提出後にコピーが必要な場合は、保有個人情報の開示請求手続き (有料) が必要となり、お渡しするまでに2週間程度の時間がかかります。
- ※ マイナンバーカードを使った電子申請の場合、申請完了後に申請データをダウンロードできます。

申込みに必要な書類が揃わない場合には、選考 (利用調整) 上、不利になることがあります。

書類に不備・不足があった場合は保育課から個別に連絡しますが、締切間際の申込みの場合は、不備・不足書類の提出が期限までに間に合わないこともあります。申込み書類は余裕をもって提出してください。

※ 必要書類以外を提出されても、選考上考慮しません。

#### A すべての方 が必要な書類 (※1+2が必要です)

##### 1 基本書類

1 調布市子どもの 保育の利用申込書	2 家庭状況報告書 <small>※セットに入っている ものは、1の裏面です。</small>	3 児童状況報告書 (両面印刷)	4 申込確認票 (両面印刷)	5 調布市子どものための 教育・保育給付認定申請書 (両面印刷) <small>※初めて調布市で認可 保育園を申込み児童のみ</small>
--------------------------	---	------------------------	----------------------	--


##### 2 保育が必要なことを証明する書類 (保護者全員分) (P.7 参照)






+


#### B 該当する方 のみ必要な書類 (※あてはまるものすべてが必要です) (P.8 参照)

-  例えば…
- ・ひとり親の方
  - ・令和6年1月2日以降、調布市に引っ越してきた方
  - ・保育士や幼稚園教諭として働いている方
  - ・認可外保育施設にお子さまを預けている方
- など

**重要!** きょうだい2人以上、同時に申込み場合

A1-1 (調布市子どもの保育の利用申込書)・A1-3 (児童状況報告書)・A1-4 (申込確認票)・A1-5 (認定申請書) と B-6 (保育受託証明書) は、それぞれ必要です。それ以外の書類は、原本をどちらかに、コピーをもう一方のお子さまに添付してご提出ください。

兄・姉   + 


弟・妹   + 

## A すべての方が必要な書類（※1+2が必要です）

### 1 基本書類

- 1 調布市子どもの保育の利用申込書（記入例：P.27）
- 2 家庭状況報告書（記入例：P.28）
- 3 児童状況報告書
- 4 令和7年度 申込確認票（記入例：P.29）
- 5 調布市子どものための教育・保育給付 認定申請書（記入例：P.31）  
（初めて調布市の認可保育園を申込みお子さまのみ）

### 2 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）

 入園案内に同封されている書類  
（ダウンロードも可）

あてはまる状況すべてについて、必要書類をご準備ください。  
（書類不足、または不備の場合は、求職活動中として扱います。）

 ホームページから  
ダウンロードする書類


保護者の状況	必要書類
1. 就労	
外勤の場合 （内定含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>就労証明書</b>（記入例：P.32）</li> <li>※ 勤務先に記入してもらいます。 （自分や親族が書いたもの、証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効）</li> </ul>
自営業の場合 （個人事業主 法人の代表者 家族従業者（注） も同様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>就労証明書</b>（記入例：P.32）</li> <li>※ 自分で記入します。</li> <li>② <b>以下のいずれか1つ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の確定申告書（第1・2表）のコピー</li> <li>・ （給与が支払われている場合）直近の源泉徴収票のコピー</li> <li>・ （開業したばかりの方）個人事業主の開業届出書または営業許可証のコピー</li> <li>・ 直近3か月分の給与（報酬）明細のコピー</li> <li>・ 直近3か月分の収支がわかる書類のコピー 各月1枚ずつ （日付と会社名（代表者名）が書かれた請求書、納品書、仕入伝票、領収証など）</li> </ul> </li> </ul>
2. 疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれか1つ</li> <li>・ <b>診断書原本</b></li> <li>※ 氏名、診断名、療養期間、「家庭での保育が困難であること」の記載があるもの。</li> <li>※ 証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効。</li> <li>・ <b>障害者手帳等のコピー</b></li> </ul>
3. 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>母子健康手帳のコピー</b></li> <li>※ 分娩予定日を書いたページ</li> </ul>
4. 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>タイムスケジュール表</b></li> <li>② <b>以下のいずれか1つ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護、看護対象者の通院頻度と場所の記載された診断書原本</li> <li>※ 証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効。</li> <li>・ 介護保険証、障害者手帳、ケアプランのいずれかのコピー</li> </ul> </li> </ul>
5. 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>災害復旧状況等申告書</b></li> <li>② <b>タイムスケジュール表</b></li> <li>③ <b>罹災者に対する証明等の発行書類（罹災・被災証明書等）</b></li> </ul>
6. 通学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>在学証明書</b></li> <li>※ 時間割が書けない場合は、別途カリキュラム等のコピーが必要です。</li> <li>※ 証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効。</li> </ul>
7. 求職活動	書類は不要

（注）家族従業者：お子さまから見て3親等以内の親族が経営している会社等で働いている方

## B 該当する方のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）

必要書類	
<b>1 ひとり親家庭</b>	以下のいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成手当認定（支払）通知書・児童扶養手当証書・ひとり親医療証のいずれかのコピー</li> <li>・上記が提出できない場合、戸籍謄本・離婚受理証明書のいずれかの原本</li> <li>・離婚調停中の場合は、事件係属証明書、調定期日通知書のいずれかのコピー</li> </ul>
<b>2 生活保護を受けている</b>	・生活保護受給証明書の原本
<b>3 保育士または幼稚園教諭の資格があり、保育施設または幼稚園で働いている</b>	・保育士証又は幼稚園教諭免許状のコピー
<b>4 令和6年1月1日に調布市以外に住んでいた（国内）</b>	・令和6年度（令和5年分）住民税課税証明書または非課税証明書（父母分） ※ 合計所得や控除等の記載があるもの。確認ができない世帯は、利用調整上不利になります。 ※ 入園申込み後、同年度内に転園申込みをする際は、再度提出する必要はありません。
<b>5 令和6年1月1日に国外に住んでいた</b>	① 保育園入園用所得申告書 ② 令和5年分（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得等が分かる資料
<b>6 有料の認可外保育施設（幼稚園の預かり保育含む）に月ぎめ契約で申込児童を預けている</b>	・保育受託証明書（証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効） ※ 保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていないことを確認できる書類が必要です。
<b>7 調布市内へ転入予定で申込む</b>	① 誓約書 ② 転入先住所・引渡日・契約者名（保護者のどちらか）が確認できる書類（建物の賃貸借契約書、売買契約書、工事請負契約書等のコピー） ※ 親族との同居等で②がない場合は、「①誓約書」の同意欄に、同居先の世帯主または物件の所有者の署名が必要です。
<b>8 受領印が押されたA1-1(申込書)のコピーが必要（育休延長の際の手続き(注)や書類到着確認のために必要な方)</b>	返信用封筒（長形3号封筒に110円切手を貼って、返送先を記入したもの）

(注) 市から返送するのは、A1-1（調布市子どもの保育の利用申込書）のコピーのみです。育児休業給付金の延長の可能性のある方は、他の書類一式は、提出前にご自身でコピーをお取りください。

 **これから出産予定のお子さまを4月入園で申込みされる方は、以下の書類提出に注意してください。**

必要な書類	出産前	出産後
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	氏名欄：「名字 ベビー」 生年月日：出産予定日 を書いて提出します。	氏名欄：本名 生年月日：実際の誕生日 を書いて再度提出します。
A1-3 児童状況報告書	提出は不要です。 代わりに、「母子手帳の分娩予定日を書いたページのコピー」を提出してください。	提出が必要です。
A1-5 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	提出が必要です。

※ 「出産後」の書類は速やかに提出してください。提出がないと選考結果をお知らせできません。

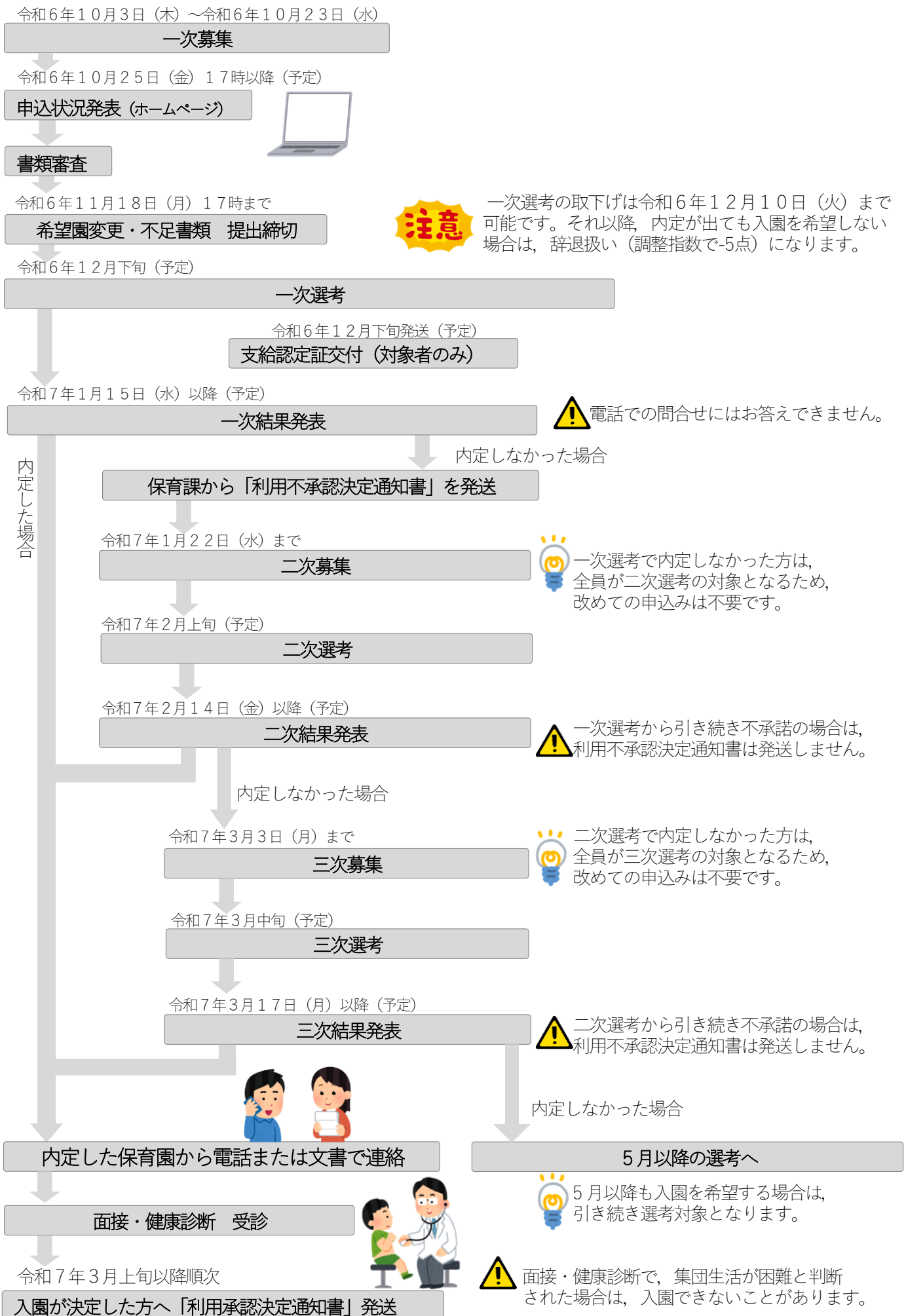
※ 出産予定で申込みしたお子さまが、令和7年4月1日時点で希望園の受入年齢（P.33以降参照）に達していない場合、4月入園は選考対象外となります。申込書類は、5月入園分以降に持ち越します。

（例：受入年齢が生後57日以降の保育園の場合、令和7年2月4日（火）以降に生まれた子）

※ 令和7年5月以降入園希望の場合は、出産後に申込みしてください。

## 4 申込みから決定までの流れ

令和7年4月入園希望の場合



前々月20日

募集数発表 (ホームページ)



前月1日まで (土日祝の場合は前倒し)

申込

書類審査

前月5開庁日

選考

選考の翌日

結果発表

支給認定証交付 (対象者のみ)

内定しなかった場合

保育課から「利用不承認決定通知書」を発送

内定した場合

内定した保育園から電話または文書で連絡

面接・健康診断 受診

入園前月末

入園が決定した方へ「利用承認決定通知書」発送



翌月以降も入園を希望する場合は、引き続き自動的に選考対象となります。



翌月以降も引き続き不承諾の場合は、利用不承認決定通知書は発送しません。



面接・健康診断で、集団生活が困難と判断された場合は、入園できないことがあります。



## 5 申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合

**注意**

「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況は変わっていないことを前提に選考します。そのため、入園時点で利用調整指数 (P.13) が変わる世帯状況の変更 (例：就労時間が週40時間→週35時間に減った) がある場合は、内定取消となります。入園後に判明した場合は、原則として退園になります。

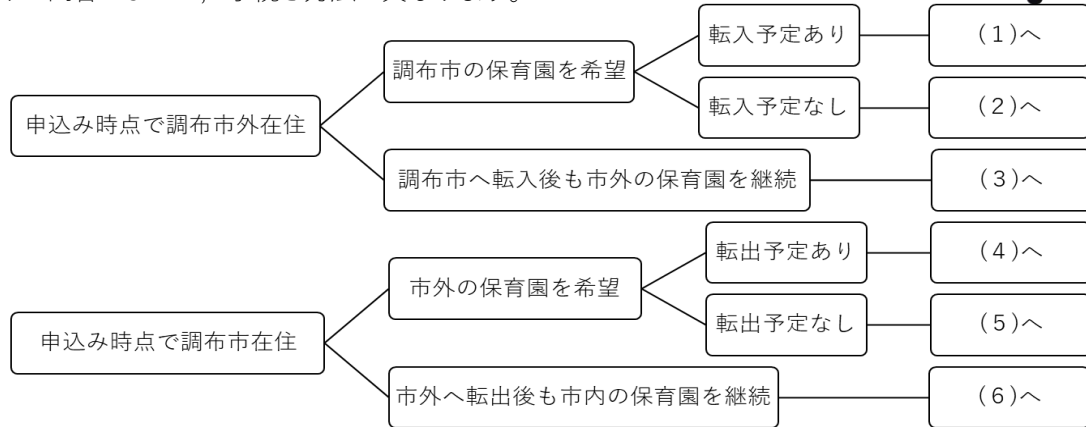
申込み中に以下に当てはまる場合は、必ず各月の締切日までに該当の書類をご提出ください。また、内定後から入園前までに以下に当てはまる場合も、速やかに該当の書類をご提出ください。

変更事項例	提出書類	
入園や転園の意思がなくなった	保育所入所 (転所) 内定辞退・申請取下届	
希望園を追加・変更したい	添付書類は不要	
住所・電話番号が変わった		
保護者の勤務状況	調布市子どもの保育の利用に係る申込事項変更届	
退職した		添付書類は不要
転職した		就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
復職した		就労証明書 (※復職日以降に発行されたもの)
勤務時間・日数が変わった		就労証明書 (※変更日以降に発行されたもの)
求職中から就労 (内定) した 内定から就労を開始した		就労証明書 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
家庭状況	保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類 (P.7 参照)」 離婚受理証明書のコピー 事件係属証明書, 調定期日通知書等のコピー 添付書類は不要です	
結婚した		
離婚した		
離婚調停している		
世帯の人数が増減した	添付書類は不要です	
認可外保育施設を利用し、 復職 (就労開始) した	保育受託証明書 就労証明書 (※復職 (就労開始) 日以降に発行されたもの)	

## 6 市外からの申込み、市外への申込みについて




申込みの内容によって、手続き方法が異なります。



### ■ 対象者【調布市外在住の方】

#### (1) 転入予定ありで調布市の保育園を申込みする場合

- ① 調布市の必要書類 (P.6 参照) を用意します。

 一部の書類については、以下のとおりご用意ください。

必要な書類	転入前	転入後
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	申込時点の住所を書いて提出します。	調布市の住所を書いて再度提出が必要です。
A1-5 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	調布市の住所を書いて提出が必要です。
B-7 ①誓約書, ②転入先住所・引渡日・契約者名が確認できる書類	提出が必要です。	

- ② 調布市へ直接書類を提出します。(提出方法は、P.5 参照)

- ③ 転入後、結果に関わらず、調布市保育課へ A1-1 (調布市子どもの保育の利用申込書) と A1-5 (調布市子どものための教育・保育給付認定申請書) を提出します (郵送可)。

**重要!**

- 「転入予定あり」での入園可能月は、調布市へ転入した翌月からです。(転入前や転入当月からの入園は、下記(2)の取扱いになります。)
- 4月申込み受付期限までに B-7②「転入先住所・引渡日・契約者名が確認できる書類 (賃貸・建物の売買契約書等のコピー) (P.8 参照)」を用意できない場合は、令和7年3月31日 (月) まで (5月申込み以降は、各受付期間内 (P.3 参照)) に調布市保育課にご提出ください。
- すでに調布市外の認可保育園等を利用して、下の子の育児休業中の場合も、調布市の認可保育園に入園後1か月以内に復職が必要です。

#### (2) 転入予定なしで調布市の保育園を申込み場合

- ① 申込み可能かどうか確認してください。

お子さまの年齢 (令和7年4月1日時点)	申込可否
1歳・2歳	通年 申込不可
0歳・3歳	令和7年4月二次募集以降 申込可能
4歳・5歳	通年 申込可能

② 調布市の必要書類 (P.6 参照) を用意します。

※ 現在お住まいの自治体で、別に書類が必要な場合があります。事前に確認してください。

③ お住まいの自治体へ書類を提出します。



申込み締切 (P.3 参照) までに、お住まいの市区町村から調布市へ申込書を転送してもらう必要があります。いつまでに提出すれば、調布市の締切に間に合うかを事前に確認してください。

### (3) 調布市へ転入後も **引き続き市外の保育園を継続通園**する場合

① 継続通園可能かどうか、通園中の保育園がある自治体へ確認してください。

② 転入手続時に、調布市保育課にて必要書類を提出してください。

必要な書類	注意点
A①-1 調布市子どもの保育の利用申込書	第1希望の欄に、通園中の保育園名を記入します。
A①-5 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	「保育が必要なことを証明する書類」は、転入前の自治体から調布市が取り寄せるため、原則、提出不要です。取り寄せられない場合のみ、保護者からご提出いただくことがあります。

## ■ 対象者【調布市在住の方】

### (4) **転出予定先**の市外の保育園を申込み場合

① 申込み可能かどうか確認してください。

② 入園希望先の自治体の必要書類を用意します。

③ 入園希望先の自治体へ書類を直接提出します。

④ 転入手続時に、保育園担当部署にて必要な手続を行ってください。

### (5) **転出予定のない**市外の保育園を申込み場合

① 申込み可能かどうか確認してください。

② 入園希望先の自治体の必要書類を用意します。

③ 調布市へ書類を直接提出します。



入園希望先の自治体の締切のおおむね**10日前**までに調布市保育課へご提出ください。  
それを過ぎる場合は、事前に必ずご連絡ください。

④ 調布市から入園希望先の自治体へ申込み書類を送付します。

### (6) 市外へ転出後も **引き続き調布市の保育園を継続通園**する場合

① 継続通園可能かどうか、転入先の自治体へ確認してください。

② お通りの園へ「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」をご提出ください。

調布市民としての利用を終了するためのものです。原則、利用終了日の10日前までにご提出ください。

届出書の「引き続き通園を希望する」の欄に○をつけてください。

③ 転入手続時に、保育園担当部署にて継続通園の手続を行ってください。

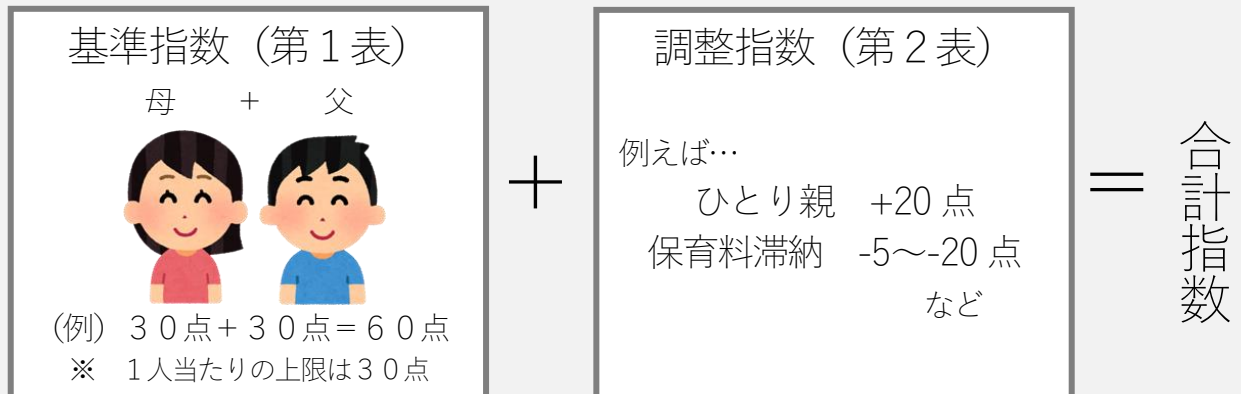
手続方法は、転入先の自治体へご確認ください。手続がされない場合、継続通園できません。

## 7 選考（利用調整）について



### 保育園に入れる人はどうやって決まるの？

世帯の状況を点数（指数）化して、合計指数の高い方から順番に並べます。



### 合計指数が同点だった場合は？

優先順位表（第3表）を使って、順位付けをします。 →詳細は、P.15へ



同じクラス（学年）の申込者の中で順位が決まったら、上位から空いている園をあてはめます。

例えば…東部保育園、宮の下保育園、上石原保育園にそれぞれ1枠募集がある場合

	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	結果
Aさん	80点	下布田	富士見	—	—	—	—	不承諾
Bさん	60点	金子	神代	第五	東部	富士見	下布田	東部に内定
Cさん	55点	宮の下	上石原	下布田	富士見	—	—	宮の下に内定

→結果は、Aさんは不承諾、Bさんは東部保育園、Cさんは宮の下保育園に内定です。

上石原保育園は空きがあるままとります。



**重要!** 希望する保育園が決まったら、申込書には行きたい順番に書きましょう！

上の表で、Cさんは、本当は上石原保育園に行きたかったけれど、入りやすそうという理由から、宮の下保育園を第1希望にしました。結果、上石原保育園は空いています。

Cさんが、上石原保育園に行くためには、宮の下保育園を辞退（調整指数で-5点がつきます）し、次の選考にかけるか、一度宮の下保育園に通ってから、上石原保育園に転園希望を出すこととなります。




第1表 基準指数

類型番号	父母の状況			基準指数
	類型	項目	細目	
1	不存在	不存在	死亡，離別，行方不明，拘禁	30
2	心身障害	心身障害	身体障害者手帳1・2級，療育手帳（愛の手帳）1～3度，精神障害者保健福祉手帳1・2級	30
			身体障害者手帳3級，療育手帳（愛の手帳）4度，精神障害者保健福祉手帳3級	27
			身体障害者手帳4級	25
3	疾病	入院	おおむね1か月以上（予定含む）	30
		居宅	寝たきりの状態，入院を要するような精神性疾患・感染症に罹患	30
			上記には至らないが長期安静（1か月以上）を要する，精神性疾患・感染症に罹患	27
			上記以外で保育園等の利用の必要性が認められる	25
4	出産	出産	妊娠・出産のため，保育が困難	21
5	就労	外勤 (内定含む) ・ 自営中心者	週40時間以上の就労を常態	30
			週37.5時間以上の就労を常態	28
			週35時間以上の就労を常態	26
			週32時間以上の就労を常態	24
			週30時間以上の就労を常態	22
			週28時間以上の就労を常態	20
			週24時間以上の就労を常態	18
			週21時間以上の就労を常態	16
		自営中心者 以外	週40時間以上の就労を常態	28
			週37.5時間以上の就労を常態	26
			週35時間以上の就労を常態	24
			週32時間以上の就労を常態	22
			週30時間以上の就労を常態	20
			週28時間以上の就労を常態	18
			週24時間以上の就労を常態	16
			週21時間以上の就労を常態	14
6	介護・看護 (3親等以内の親族)	病院等付添い	入院，施設通所等のため，日中に付添いが常時必要で週5日以上である	30
			入院，施設通所等のため，日中に付添いが4時間以上必要で週3日以上である	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
		自宅療養	要介護3～5，身体障害者手帳1・2級，療育手帳（愛の手帳）1・2度，精神障害者保健福祉手帳1・2級の親族の介護	30
			身体障害者手帳3級，療育手帳（愛の手帳）3・4度，精神障害者保健福祉手帳3級の親族の介護	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
7	災害	災害	自宅の損傷や災害からの復旧のため，保育が困難	30
8	通学等	通学(内定含む)	職業訓練校，就労を目的とした技能施設，大学，大学院，短期大学，専門学校，その他の学校に月48時間以上通学中または通学予定	28
9	求職	求職	求職活動（起業準備）するため，保育が困難	5


第2表 調整指数表

類型番号	世帯の状況	調整指数
①	ひとり親家庭（離婚調停中含む）	20
②	生活保護を受けている	10
③	児童虐待の防止や保護者の自立促進のため、特別な支援が必要と認められる	15
4	1年以上前から有償の認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動、育児休業を除く）」が継続している	2
5	6か月以上1年未満前から有償の認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動、育児休業を除く）」が継続している	1
6	こんべいとう保育園、家庭的保育事業たんばぼを卒園予定	4
7	きょうだいで異なる認可保育園に通っていて、どちらかの保育園に転園を希望している	2
⑧	保護者のどちらかが保育士資格か幼稚園教諭免許をもち、次のいずれかの施設で働いている（予定含む） 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、幼稚園	1
9	第1表の同じ類型番号で、異なる項目に2か所以上当てはまり、そのうち高い方の基準指数が30を下回る	2～14
10	認可保育園の利用を辞退した児童（辞退した年度中のみ対象）	-5
11	保育料を3か月分以上滞納している（既に卒園したきょうだいの分を含む）	-5～-20

 番号に○がついている項目は、転園申込みの場合は、適用しません。

第3表 同点の世帯の優先順位のつけ方

	申込みの状況	優先順位	
		高	低
1	締切までに必要な書類が全て提出されている	○	×
2	入園日時時点で市内に申込み子の住所がある（転入予定含む）	○	×
3	基準指数が高い	○	×
4	有償の認可外保育施設・幼稚園を月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	○	×
5	きょうだい通っている保育園を申込み、またはきょうだいで同時に同じ保育園を申込み	○	×
6	申込み子の令和6年1月1日時点の住所	市内	市外
7	第1表の類型番号	小	大
8	保護者の合計所得金額の合算÷世帯の人数	低	高
9	同じ世帯の子どもの人数	多	少

 第3表では、1から順番に優先順位を確認し、同点の方と差がついた時点でストップします。



第1～3表までを順位表にすると、このようになります。

順位	氏名	合計 指数	第1表	第2表	第3表									
			基準 指数	調整 指数	1	2	3	4	5	6	7	8		
1位	Aさん	80点	60点	20点										
2位	Bさん	60点	60点	-	○	○	○	○						
3位	Cさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市内	5	150万円		
4位	Dさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市内	5	200万円		
5位	Eさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市外				
6位	Fさん	60点	58点	2点	○	○	×							
7位	Gさん	55点	55点	-										

合計指数で差がついているので、第3表は使いません

差がついた時点で、それ以降の項目は使いません。

合計指数は同点ですが、基準指数で差がつきます。



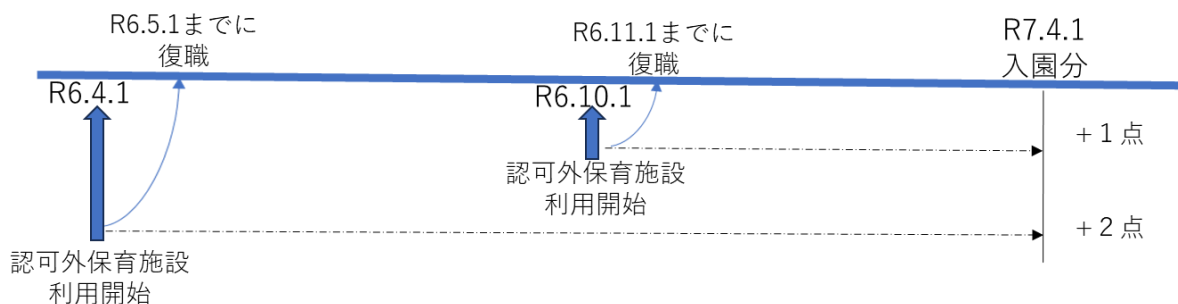
## 選考（利用調整）の考え方

### 第1表について

- 同じ類型番号・同じ項目内で2つ以上当てはまる細目がある場合、合算はできませんが、上限は一人30点です。ただし、就労の同じ項目内の合算は、勤務時間数の合算で指数を付けます。  
(例：精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級をもっている方：27点+25点=52点 → 30点  
外勤を週30時間と自営中心者を週5時間のWワークの方：週35時間=26点)
- 「就労」の中の各項目は、以下のように分類します。
  - 外勤  
法人等（申込むお子さまから見て三親等以内の親族が経営している場合を除く）に雇用されている、または雇用される予定である場合
  - 自営中心者  
次のいずれかに当てはまる場合
    - ・ 法人の代表者
    - ・ 個人事業主（開廃業等届出書や営業許可証などで確認できる、または就労に対して対価を得ている場合）
    - ・ 申込むお子さまから見て三親等以内の親族が経営している法人で雇用されていて、かつ就労に対して対価が支給されている場合
  - 自営中心者以外  
外勤・自営中心者以外
- 「就労証明書」の就労時間・就労日数と直近の就労実績に差がある場合は、就労実績に基づいて選考します。
- 指数付けする際の就労時間は、雇用契約上の就労時間であり、育児短時間勤務制度利用前の時間数です。また、休憩時間（1日あたり1時間30分まで）も含まれます。

### 第2表について

- 類型番号①・②は、重複して適用しません。
- 類型番号4・5の加点は、保護者が育児休業中の場合、以下のように適用します。



また、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていなければ、保育が必要な状況が継続しているものとみなします。

- 類型番号6は、卒園した翌月分（令和7年3月に卒園予定の場合は、令和7年4月）の選考のみ適用します。
- 類型番号⑧のうち「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。

### 第3表について

- 項目6は、申込むお子さまがまだ生まれていない場合、「父または母の令和6年1月1日時点の住所」と読み替えます。
- 項目8は、父母どちらかの令和5年中の合計所得金額が確認できない場合は、最高額とみなします。

## 8 育児休業明け入園予約制度について

育児休業中の保護者が、0歳の4月入園に合わせて育休を切り上げたり、1歳の4月に入園できるか不安な思いをすることなく、お子さまの1歳の誕生日まで育休を取得できるよう、復職に合わせて年度途中からの入園を予約する制度です。



申込みできる方は、以下のすべてに当てはまる方です。

- ・ 申込み時点で、お子さまの住民登録が市内にある
- ・ 入園予約制度を希望している
- ・ 「育児・介護休業法」に基づく育児休業をお子さまの1歳の誕生日の前日まで取得（予定）しており、育児休業に係る給付金を受け取っている
- ・ 申込みお子さまの誕生日が、令和6年5月2日から令和7年4月1日である

お子さまの生年月日によって、申込み時期や申込みことができる保育園が変わります。

	前期	後期
申込み子の生年月日	令和6年5月2日～令和6年10月1日生	令和6年10月2日～令和7年4月1日生
入園時期	令和7年5月～令和7年9月入園	令和7年10月～令和8年3月入園
実施園	第五保育園・神代保育園	宮の下保育園・富士見保育園・東部保育園
募集人数	各園1名（0歳児クラス）	
申込み期間	令和6年10月3日（木）～令和6年10月23日（水）	令和7年5月26日（月）～令和7年6月13日（金）
結果連絡	令和6年11月下旬	令和7年6月下旬



### 申込み方法

通常の新規申込みに必要な書類（P.6～8参照）に加えて、「育児休業明け入園予約申込書兼同意書（ホームページからダウンロード可）」を提出します。郵送または専用BOX（前期のみ）で提出する場合は、封筒の表面に「予約」と赤字で大きく記入してください。電子申請での受付はできません。



内定した場合は「利用内定通知書」を、内定しなかった場合は「利用不承認決定通知書」を送付します。

### 注意

- 希望できる園は1園のみです。
- 書類に不備・不足があって再提出する場合や、希望園を変更する場合も、期間内に提出が必要です。
- 1歳の誕生日の前日が属する月からの入園です。それ以外の月は認められません。
- 入園した翌月1日までの復職が必要です。
- 通常の入園選考と先に内定が出た方を優先し、もう一方は強制的に取下となります。
- 内定が出た場合、入園予約のキャンセルはできません。（キャンセルされた場合は、通常の入園選考において減点となるほか、再度入園を希望する場合は、新たに書類の提出が一式必要です。）
- 「集団保育が困難」などと判断される場合は、選考対象外となります。
- 申込者が募集人数を上回る場合は選考となりますが、選考方法は、通常の入園選考と同様です。
- 入園予約制度の「利用不承認決定通知書」は、通常の入園選考の不承諾を示すものではありません。育児休業の延長の手続には使用できませんので、ご注意ください。

育児休業明け入園予約申込書兼同意書				
調布市長宛		令和 6 年 10 月 4 日		
次のとおり、保育園の入園予約を申込みます。				
入園希望児童	カナ	チョウフ イチロウ		生年月日
	氏名	調布 一郎		
		令和	6	年
			8	月
			5	日
育児休業取得保護者	住所	調布市 小島町2-35-1		
	カナ	チョウフ ハナコ		育児休業取得期間
	氏名	調布 花子		令和 7 年 8 月 4 日まで
		↓ 同じ月を記入		
希望園（1園のみに○）		入園希望日（1歳の誕生日の前日が属する月）		
前期	令和7年5月～令和7年9月の場合		令和 7 年 8 月 1日から	
	○ 第五	神代		
後期	令和7年10月～令和8年3月の場合		↓ 次の月を記入	
	宮の下	富士見	入園できた場合の復職期限	
		令和	7	年
			9	月
			1	日まで
入園予約制度が不承諾だった場合、通常の選考は、				
どちらかに○	・入園を希望しません。 (申込は取下げとなります。新たな申込書を御提出いただかない限り、選考の対象になりません。)			
	○	・入園を希望します。(希望開始日を記入) 令和 7 年 4 月 1日入園分から		

## 9 早生まれ枠について

令和7年2月4日から4月1日までに生まれたお子さまは、令和7年4月1日に認可保育園は入園できません。受入れ年齢に達した月から入園することができるよう、以下の保育園では、早生まれのお子さま用の枠を設けています。必要書類（P.6参照）を令和7年4月1日（火）までに提出してください。

園名	住所	受入開始年齢	定員
下布田保育園	布田2-27-4	生後57日目	1名
金子保育園	西つつじヶ丘4-16-7	満3か月	1名
上石原保育園	上石原2-8-3	生後57日目	1名

対象者：令和7年4月入園で待機中または5月入園で申し込んだ方  
 入園日：5月1日，6月1日，7月1日（誕生日によって異なります。）  
 選考：令和7年4月7日（月）



## IV 入園内定後について

### 1 入園直後の手続き

以下に該当する方は、入園後の就労状況を確認する必要があります。**事実発生日以降**に作成した必要書類を、期限内に必ずお通りの保育園に提出してください。必要書類は、「利用承認決定通知書」に同封します。



**就労期限を過ぎた場合や、必要書類の提出がない場合は、退園になります。**

なお、下のお子さまの産育休中に上のお子さまの転園（市内の認可保育園から市内の別の認可保育園の転園のみ）が内定した場合は、復職は必要ありません。

	就労期限	必要書類	提出期限
申込み時点で育児休業中	入園月の 翌月1日までに復職	復職証明書 (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の収支がわかる書類か給与明細	復職 (就労開始) 後、 2週間以内
入園時点で産前産後休暇中	産休終了後の 翌月1日までに復職 <sup>(※)</sup>	復職証明書 (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の収支がわかる書類か給与明細	
申込み時点で就労内定	入園日までに就労開始	就労証明書	
申込み時点で求職活動中	入園後 3か月以内に就労開始	就労証明書	

(※) 入園したお子さまを申込み時から入園前まで月ぎめで契約している認可外保育施設等に預けていた場合は、産休期間終了後に育児休業を取得することなく復職が必要です。



保育園は、保育が必要なお子さまをお預かりする施設です。そのため、一度復職した後に、再度入園したお子さまの育児休業を取得することや、もう一方の保護者が替わって育児休業を取得することは、保育の必要性が認められないため、退園となります。ご注意ください。



### 2 転職・育児休業からの復職

認可保育園は、「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況が変わっていないことを前提に選考します。

やむを得ず転職・雇用変更する場合は、以下の例を参考（転職・復職の内容のうち、下線がNGポイントです。）に、**転職前に必ず保育課へご連絡ください。**後から発覚した場合、退園になる可能性があります。

	申込時の状況例	転職・復職の内容 (例：4月入園の場合)	可否
1	A社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までにA社を退職、4/1からB社で週40時間以上の契約社員として勤務	○
2	A社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までにA社を退職、 <u>4/2以降</u> にB社で週40時間以上の正社員として勤務	×
3	A社で週40時間以上の派遣社員として勤務	4/1からA社で週40時間以上のパートタイムに雇用変更	○
4	A社で週40時間以上の正社員として勤務	4/1からA社で週30時間以上のパートタイムに雇用変更	×
5	A社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず3/31までにA社を退職、 4/1からB社とC社で合計週40時間以上のアルバイトとして勤務	○
6	A社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず3/31までにA社を退職、 <u>4/2以降</u> にB社で週40時間以上の正社員として勤務	×
7	A社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず4月中にA社を退職、5/1までにB社で週40時間以上の正社員として勤務	○
8	A社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず4月中にA社を退職、 <u>5/2以降</u> にB社で週40時間以上の正社員として勤務	×
9	A社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1からA社で週30時間以上のパートタイムとして復職	×
10	A社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1からA社で週40時間以上のパートタイムとして復職し、 復職日翌日以降に週30時間以上に雇用変更	○

### 3 保育の必要量

P.1「3認定について」の認定区分のうち、2・3号認定は、「保育を必要とする理由」や「保護者の就労時間」によって、「標準時間認定」と「短時間認定」に分類、決定されます。



決定した認定区分によって、保育園を利用できる時間が異なります。

認定区分は、市で決定しますが、実際の預かり時間は、保育園との相談により決定されます。

認定区分	保護者の要件	保育時間 (下記のうち保育を必要とする時間)	延長保育
標準時間認定	月120時間以上の就労、出産、 疾病、障害、看護・介護、通学等	7:00～18:00	18:01以降
短時間認定	月48時間以上120時間未満の就労、 在園児以外の子どもの育休取得中、求職中	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31以降



認定区分は、毎月1日時点の状況で決まります。

求職活動中だったが、月の半ばから就労を開始したなど、月途中から保育時間の変更が必要な場合は、お通いの保育園にご相談ください。家庭状況の変更について、すみやかに届出をお願いします(P.21参照)。

### 4 ならし保育

保育園での集団保育は、家庭とは環境が大きく異なり、小さなお子さまにとっては大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは、保育時間を通常より短くする「ならし保育」を行うことがあります。「ならし保育」の期間や時間は、保育園やお子さまの状況によって異なりますので、内定した保育園にご相談ください。

※ 「ならし保育」の期間によって、復職期限などを延長することはありません。

※ 転園の場合も、転園先での「ならし保育」が必要な場合があります。



### 5 現況届出書の提出

認可保育園を利用している方は、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届出書」の提出が必要です。

提出書類は、毎年夏頃ご案内します。



期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が判断できないため、退園となります。

### 6 保育園等における不適切な保育の相談窓口

保育園等の職員による不適切な保育に気づいた場合は、速やかに保育課までご連絡ください。

相談された方の秘密は守られます。匿名での相談も可能です。

調布市子ども生活部保育課 (042-481-7758)



## 7 入園後に家庭状況が変わった場合

保護者やお子さまの状況に変化があった場合は、すみやかに以下の書類をご提出ください。

就労状況などに変更があったにも関わらず、届出がされない場合は、原則として退園になります。



提出先は、お通りの保育園です。きょうだい同園の場合は、1通ご提出ください。

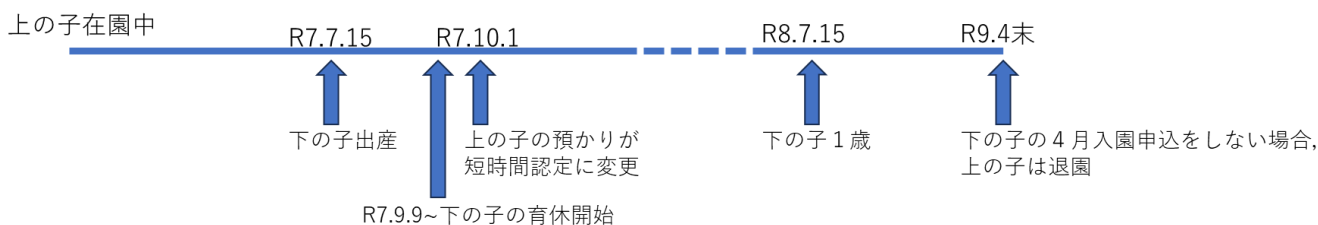
きょうだい別園の場合は、一方の園に原本を、もう一方の園にコピーをご提出ください。

変更事項例	提出書類	
退園する・市外へ転出する	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書 (転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園希望の場合は、P.12 参照)	
1か月以上保育園を連続して休む (※3か月以上休む場合は退園です)	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書	
市内で転居した	調布市子どもの保育の 利用に係る異動届出書	添付書類は不要
保護者の電話番号が変わった		母子健康手帳のコピー(※分娩予定日を書いたページ)
母が妊娠し、産前産後休暇を取得する		就労証明書(※育児休業の期間が書かれたもの) (個人事業主・家族従業者の方のみ)
(育児・介護休業法に基づく) きょうだいの育児休業を取得する		就業規則のコピー (※育児休業取得可能であることが分かるもの)
(個人事業主・育休のないパートなどの方) 育児に伴う休業を取得する		育児に伴う休業申告書(自営業・パートタイム勤務用)
(入園時以外) 産前産後休暇や育児休業から復職する		就労証明書(※復職後に復職日が書かれたもの) (個人事業主・家族従業者の方のみ)
保護者の勤務状況		復職後の収支がわかる書類か給与明細
退職した		退職日がわかる書類
転職した		退職日がわかる書類 就労証明書(※就労開始後に発行されたもの)
勤務先の住所変更、部署の異動、 社名変更		添付書類は不要
勤務時間・日数が変わった	就労証明書(※変更日以降に発行されたもの)	
求職中から就労した	就労証明書(※就労開始後に発行されたもの)	
家庭状況		
結婚した	保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類(P.7参照)」	
離婚した	離婚受理証明書のコピー	
氏名変更	添付書類は不要	

※ 「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」と「調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書」は保育園にあります(市ホームページからダウンロードも可)。



上のお子さまの在園中に下のお子さまの育児休業(育児・介護休業法に基づく)を取得する場合について  
上のお子さまの在園は、下のお子さまの1歳の誕生日の翌年度4月末日まで可能です。ただし、下のお子  
さまの認可保育園の入園申込みをして、不承諾が続いている場合は、引き続き利用可能です。





## 8 保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について

### (1) 保育料（0～2歳児クラス）

保育料は、お子さまを保育園で保育するために必要な費用の一部を保護者に負担していただくものです。世帯の負担能力に応じて、市民税額によって決定しています。なお、保護者の市民税所得割額の合計が77,101円未満で、ひとり親世帯や障害者手帳が発行された人がいる世帯の場合は、保育料が無償となります。



また、3～5歳児クラスに通うお子さまは、保育料はかかりません（幼児教育・保育の無償化）。



保育料の決定通知書は、入園月の中旬までに発送しています。

令和6年度	令和7年度		令和8年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和6年度の市民税額により決定 (令和5年1月～12月の所得)		令和7年度の市民税額より決定 (令和6年1月～12月の所得)	

### 注意

- ・ 市民税が**未申告**の方や市民税額が確認できない場合は、保育料を**最高額**として決定します。
- ・ 保育料を決定する際の市民税額は、調整控除・定額減税後、かつ、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除等控除前の**所得割額**です。
- ・ 日本国外で収入のあった方は、「**保育園入園用所得申告書**」と「**年間の収入額・控除額等が確認できる書類**」の提出が必要です。入園申込み時に、提出している期間分は不要です。
- ・ 政令指定都市にお住まいだった場合、従前の市民税率6%とみなして市民税額を計算し、保育料を決定します。
- ・ 父母が市民税非課税の場合は、同一世帯かどうかにかかわらず、**同居の祖父母等の市民税**で保育料を算定します。
- ・ 父母が**離婚調停**や**別居等**をしている場合でも、父母ともに保育料の算定対象となります。  
※ DV等の証明書が提出された場合には父（または母）は算定の対象としません。
- ・ **保育料は月額**です。毎月1日時点で在籍している場合は、月の途中で利用をやめても、1か月分の保育料をお支払いいただきます。また、保育園を休園している場合も保育料は減額されません。
- ・ 認定区分（保育必要量も含めて）の変更があった場合は、認定が変更された月分から変更後の区分に応じた保育料に変更します。

次に該当する方は、**保育料が変更になる可能性があります。必ず保育課までご連絡ください。**

※ 結婚・離婚による保育料の変更は、戸籍上の届出日の翌月からです。

- ・ 結婚した
- ・ 離婚した
- ・ 祖父母と同居（別居）になった
- ・ 生活保護を受ける（受けない）ことになった
- ・ 所得税や市民税の修正申告をした
- ・ 世帯の中に障害者手帳が発行された人がいる
- ・ 保護者の失業（自己都合を除く）や災害による損失により、保育料の納付が著しく困難になった など



保育料（0～2歳児クラス） 金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		第1子		第2子 以降		
		保育標準時間	保育短時間			
A階層	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等に 係る支援給付を受けている者が属する世帯	円 0	円 0	円 0		
B階層	市民税非課税世帯	0	0	0		
C階層	均等割のみ課税世帯	3,000	2,900	0		
D 階 層	所得割税額が右の 区分に該当する世帯	第1階層	3,000 円 未満	3,700	3,600	0
		第2階層	3,000 円 以上 6,000 円 未満	4,400	4,300	0
		第3階層	6,000 円 以上 10,000 円 未満	6,400	6,300	0
		第4階層	10,000 円 以上 20,000 円 未満	8,400	8,300	0
		第5階層	20,000 円 以上 30,000 円 未満	10,500	10,400	0
		第6階層	30,000 円 以上 40,000 円 未満	12,500	12,400	0
		第7階層	40,000 円 以上 60,000 円 未満	14,600	14,400	0
		第8階層	60,000 円 以上 80,000 円 未満	16,800	16,600	0
		第9階層	80,000 円 以上 100,000 円 未満	19,000	18,800	0
		第10階層	100,000 円 以上 120,000 円 未満	21,300	21,100	0
		第11階層	120,000 円 以上 150,000 円 未満	23,600	23,400	0
		第12階層	150,000 円 以上 185,000 円 未満	26,000	25,800	0
		第13階層	185,000 円 以上 240,000 円 未満	28,600	28,300	0
		第14階層	240,000 円 以上 265,000 円 未満	31,400	31,100	0
		第15階層	265,000 円 以上 290,000 円 未満	34,200	33,900	0
		第16階層	290,000 円 以上 320,000 円 未満	37,100	36,800	0
		第17階層	320,000 円 以上 350,000 円 未満	40,100	39,800	0
		第18階層	350,000 円 以上 390,000 円 未満	43,100	42,700	0
		第19階層	390,000 円 以上 430,000 円 未満	46,200	45,800	0
		第20階層	430,000 円 以上 480,000 円 未満	49,100	48,700	0
		第21階層	480,000 円 以上 515,000 円 未満	52,000	51,600	0
		第22階層	515,000 円 以上 565,000 円 未満	53,500	53,100	0
		第23階層	565,000 円 以上 600,000 円 未満	55,000	54,600	0
		第24階層	600,000 円 以上 720,000 円 未満	56,500	56,100	0
		第25階層	720,000 円 以上 900,000 円 未満	58,000	57,500	0
		第26階層	900,000 円 以上	59,500	59,000	0

**重要!** 保育料の支払方法

保育料のお支払いは、原則、口座振替（毎月末日）です。

入園前に内定した保育園から「調布市 保育園保育料・延長保育料・保育園給食費口座振替依頼書」をお渡しします。書類に記載の登録手順に従って、速やかに口座登録をお願いいたします。

登録がない方には「納入通知書」をお送りします。「納入通知書」の場合、金融機関の窓口でお支払いが必要です（ATMやコンビニエンスストアではお使いいただけません。）。

## (2) 給食費（3～5歳児クラス）

3～5歳児クラスに通うお子さまは、保育料はかかりません（幼児教育・保育の無償化）が、給食費を保護者に負担していただきます。給食費は、市内の認可保育園の場合、月額4,500円です。



以下のいずれかに該当する場合は、給食費が免除になります。

- ・保護者の市民税所得割額の合計が、57,700円未満  
（ひとり親世帯や障害者手帳が発行された人がいる世帯の場合は、77,101円未満）
- ・保育園・幼稚園等に通う未就学児の中で第3子以降のお子さま

※ 免除になる方には、保育課から通知します。

※ 0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。



給食費のお支払方法は、以下のとおりです。

施設の種類	支払先	支払方法
公立保育園	調布市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問い合わせください

## (3) 延長保育料

延長保育は、すべての市内認可保育園で行っています（各保育園の延長保育時間は、P.33以降参照）。

保護者の勤務時間、通勤時間、お子さまの年齢、その他の家庭状況を考慮のうえ保育時間を決めますので、延長保育を希望する方は事前に必ず保育園にご相談ください（ご希望に沿えない場合もあります）。

延長保育時間	延長保育料		
	標準時間認定		短時間認定
	月額（上限）	日額	
～19:00	3,500円	700円	8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合 30分300円
～20:00	12,000円	2,400円	18:01以降は、標準時間認定の金額に切り替わります。

- ・延長保育料の納付方法は、保育園にお問い合わせください。
- ・保育料がA階層またはB階層（P.23参照）の場合は、延長保育料が減免になります。
- ・家庭的保育事業たんぽぽの開園時間は、8:00～18:00ですが、たんぽぽへの入園は、全員、短時間認定となるため、8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合は延長保育料が必要です。



閉園時間を超えるお迎えは、保育園に多大な迷惑がかかるだけでなく、お子さまの生活リズムが乱れる原因にもなります。必ず開園時間内のお迎えをお願いします。

## V よくある質問 Q & A

### 申込みに関すること

Q1 募集人数が0人の園でも、申込みはできますか。

A1 可能です。退園などで空きが生じた場合に利用調整します。

Q2 認可保育園以外の保育施設も申込みしたいのですが、市の窓口で申込みできますか。

A2 施設と直接契約となるため、施設や事業者へお申込みください。空き状況などの詳細についても、直接各施設にお問い合わせください。

Q3 出産予定日が令和7年2月3日です。令和7年4月に入園できますか。

A3 生まれた日より、以下のとおりとなります。

- ・ 令和7年1月2日～令和7年2月3日の間に生まれたお子さまは、受入れ年齢が満3か月からの園は利用調整の対象外となり、受入れ年齢が生後57日目からの園のみ利用調整の対象となります。
- ・ 令和7年2月4日以降に生まれたお子さまは4月に入園することはできません。4月入園の内定が出た場合でも内定取消となり、申込みは自動的に受入可能日（各園の受入年齢）が過ぎる日の翌月まで繰り越されます。

### 必要書類に関すること

Q4 自営業です。P.7にある必要書類の「② 以下のいずれかのうち一つ」の中で、何も出せるものがありません。何を提出すればよいですか。

A4 取引先とやり取りした文書やメールのスクリーンショット（保護者名がわかるもの）、事業のパンフレットなど、就労していることが客観的にわかる書類を直近3か月分（各月1枚）提出してください。就労に対して、対価を得ていることがわからない場合は、「自営中心者以外」の指数が付きまます。

### 育休中の取扱いに関すること

Q5 育休中で保育園への入園が決定しました。勤務先のカレンダーにより、5月1日がお休みです。復職は前倒しが必要ですか？

A5 入園後翌月1日が休日だった場合でも、1日付で復職したと勤務先が決定した（復職証明書の発行が可能）のであれば、実際の出勤開始は翌営業日でも構いません。

Q6 現在正社員で、育休を取得中です。入園したら、パートタイムに雇用契約を変更し、復職したいです。

A6 復職時に勤務時間や勤務日数が減っていた場合は、原則として退園となります。勤務時間や勤務日数に変更がなく、勤務形態のみ変更になる場合の復職は、継続して通園することができます。

（例）申込み時：A社、正社員、週40時間、月21日 ⇒ 復職時：A社、パート、週40時間、月21日

Q7 現在、育休中です。兄弟で同時に申込みし、上の子だけ内定しました。上の子だけ保育園へ通園させ、下の子は育休を継続し自宅保育したいのですが可能ですか。

A7 兄弟のいずれかのみが認可保育園に入園した場合も、1か月以内に復職していただくことが条件です。1か月以内に復職していない場合は退園となります。「令和7年度 申込確認票」にきょうだいで申込みする場合の申込み条件を指定する項目がありますので、記入をお願いします。

## 利用調整に関すること

Q 8 休憩時間や残業時間は、利用調整において勤務時間に含められますか。

A 8 休憩時間は1日あたり1時間30分まで含めますが、残業時間は除いて算定します。

Q 9 雇用契約は週40時間ですが、実際の勤務時間はそれより短く、契約時間どおりの勤務をしていません。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A 9 勤務実績が契約上の時間に満たない場合は、直近の実績で指数をつけることがあります。状況確認のため、勤務先等に問い合わせをする場合があります。会社都合等やむを得ない事情により、勤務実績が減少した期間がある場合は、就労証明書の備考欄に実績減の理由（会社休業等）及び実績減のあった期間を記載してもらうよう勤務先へ依頼してください。

Q 10 雇用契約は週40時間ですが、勤務先の制度を利用して時短勤務を取得しています。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A 10 勤務先の制度を使って時短勤務をしている場合、雇用契約上の勤務時間で算出します。雇用契約上の勤務時間自体が週40時間よりも短くなっている場合は、週40時間勤務の指数の対象にはなりません。

Q 11 親族の会社を手伝っていますが、給料をもらっていません。指数はどうなりますか。

A 11 就労に対して対価が支給されていない場合は、「自営中心者以外」の指数になります。

Q 12 現在求職中です。保育園に入園できたら親族の自営業を手伝う予定です。指数はどうなりますか。

A 12 自営業やその手伝いの場合、客観的な就労の開始が確認できないことから、「求職」の指数になります。

Q 13 子どもが産まれるまで、フリーランスで仕事をしていました。産後は子どもを家庭で保育しながら週3日で仕事をしています。子どもが保育園に入園できたら仕事の時間を1日8時間に戻します。指数はどうなりますか。

A 13 現在の勤務時間で指数付けをします。

Q 14 令和6年4月1日から認可外保育施設に子どもを預け、勤務を開始しました。その後、第2子出産のため、産休・育休を取得し、現在、第1子は認可外保育施設、第2子は自宅保育しています。第1子は、認可外保育施設に1年以上通園していますが、P.15の「第2表の4」にある加点や「第3表の4」の優先は該当しますか。

A 14 該当しません。育休取得中は自宅保育が可能であり、保育を必要とする状況とはみなされません。

## 内定後に関すること

Q 15 4月入園の内定をもらいましたが、5月に入園時期をずらしてほしいです。

A 15 入園時期をずらすことはできません。保育園は、保育を必要とする方をお預かりする施設であり、4月入園の場合は、4月に保育の必要性がある方に内定を出しています。4月に保育がなくなっただけの場合は、内定を辞退していただき、5月の入園選考を行います。5月の選考結果によっては、不承諾になったり、4月入園で内定した保育園とは別の保育園に内定したりすることがあります。辞退すると、辞退した年度内は減点（-5点）がつきます。

Q 16 認証保育所通園中に認可保育園の内定が出ました。その月の10日までは認証保育所に、翌日から認可保育園に通うことは可能ですか。

A 16 同じ月内で、1人の児童が2か所以上の保育施設に籍を置くことはできません。認可保育園の入園前日までに、通園していた保育施設を退園できない場合、内定を取消します。

# VI 記入例

## A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書

第1号様式（第4条、第6条関係）

転園申込の場合はこちらに○

### 調布市子どもの保育の（利用・利用に係る保育所等変更）申込書

調布市長 宛

保育の利用について、次のとおり申し込みます。

申請日 令和 6 年 10 月 13 日

保 護 者	現住所	調布市小島町2-35-1				
	父）住所	<input type="checkbox"/> 調布市内	<input checked="" type="checkbox"/> 調布市外（	長野県下高井郡木島平村往郷914-6		
	母）住所	<input checked="" type="checkbox"/> 調布市内	<input type="checkbox"/> 調布市外（			
氏名	調布 太郎					
	電話番号1	080-△△△△-0000	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	電話番号2	080-0000-△△△△ <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	
申 込 児 童	フリガナ氏名	生年月日		性別	令和7年4月1日現在の年齢	
	調布 鬼太郎	令和5年6月17日		<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	1歳	
利 用 （ 変 更 ） を 希 望 す る 保 育 所 等 の 名 称	第1希望	○○保育園			第4希望	△△保育園
	第2希望	◎◎保育園			第5希望	
	第3希望	●●保育園			第6希望	
	※変更申込の場合は第3希望までご記入ください。第4希望以降は変更申込みできません。					
保育の利用(変更)を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	小学校就学前	・令和 年 月 末日まで	延長保育の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	未定の場合は、「無」にチェック					

転園申込の場合、第3希望までです。希望園がそれ以上なければ、斜線を引きます。

○ 申込児童の家庭の状況（同居者全員の状況を記入してください。申込児童は不要です。）

区分	フリガナ氏名	申込児童との続柄	生年月日	性別	職 業 等	備 考 (世帯)
申 込 児 童 の 家 族 構 成	調布 太郎	父	昭和58年6月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	○△株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	調布 花子	母	昭和59年3月2日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	××株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	調布 未来	姉	令和3年5月7日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	○○保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	国領 保子	祖母	昭和28年7月8日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 同 <input checked="" type="checkbox"/> 別
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
			年			<input type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり ( 年 月 日保護開始)					

同住所・別世帯の家族も記入します。

必ずどちらかにチェックしてください。



A 1-4 令和7年度 申込確認票 (表面)

令和7年度 申込確認票 (表面)

児童名	申込クラス	第一希望園
調布 鬼太郎	I 歳児クラス	〇〇保育園

下記の内容をご確認いただき、記入欄に☑のうえ署名してください。

記入欄	項目
<b>1 すべての方が、必ず記入してください。</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> はい	入園案内を確認し、理解しました。
<b>2 きょうだい2人以上で同時に申込みをする方のみ、必ず記入してください。指定された条件で選考します。</b>	
(1) きょうだいのうち、入園できる児童と、入園できない児童がいる場合 ※ 1人だけが入園できた場合でも復職が必要です。	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;">                     ここに書ききれない条件をつけて選考を希望する場合は、別紙(様式不問)に書いて一緒に提出してください。                      例:A園とB園はきょうだい別園でもよいが、A園とC園になった場合は、入園を希望しない。など                 </div>
<input checked="" type="checkbox"/> 同時に入園できない場合は、入園を希望しない。	
<input type="checkbox"/> どの子が先でもよい。	
<input type="checkbox"/> (児童名: )から先でない入園を希望しない。	
(2) きょうだい別園となった場合 (希望するもの1つに☑をつけてください。)	
<input type="checkbox"/> 同園にならなければ入園を希望しない。	
<input checked="" type="checkbox"/> 別園となっても入園を希望する。	
(3) 入園する園について (希望するもの1つに☑をつけてください。ご希望にそえない場合もあります。)	
<input checked="" type="checkbox"/> 希望順位が低い園でもきょうだい同園を希望する。	
<input type="checkbox"/> きょうだい別園でも希望順位の高い園を希望する。	
<b>3 育児休業取得中(予定含む)の方のみ、必ず記入してください。</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 確認済	(1) 入園後、翌月1日までに復職が必要です。復職後2週間以内に復職証明書の提出がない場合は、退園です。申込時と入園時では、同じ条件(勤務時間・日数等、会社で定められた時短勤務を除く。)でなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 確認済	(2) 育児休業給付金の支給期間延長手続きに必要な申込み書類一式を提出前に必ずコピーをお取りください。
(3) 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。(希望するもの1つに☑をつけてください。)	
<input type="checkbox"/> はい	利用調整にあたっての優先順位が下がりますが、希望園の定員に空きがある場合は、入所内定となります。 ※ 育児休業・給付の延長に関する各種手続きについて、調布市では一切責任を負いかねます。 ※ 事前に管轄のハローワークや就労先にご確認いただいた上で、ご判断いただくようお願いいたします。
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	提出された書類どおりに選考します。
<b>4 市内の認可保育園(多摩川保育園含む)から転園を希望している方のみ、必ず記入してください。</b>	
<input type="checkbox"/> 確認済	転園が内定した場合、どのような理由があっても元の園に戻ることはできません。転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所入所申請取下書」の提出が必要です。
<b>5 調布市へ転入予定で申込む方のみ、必ず記入してください。</b>	
<input type="checkbox"/> 確認済	(1) 入園前月までに住民票の異動と、調布市保育課へ「A①-1(利用申込書)」と「A①-5(認定申請書)」の提出が必要です。
<input type="checkbox"/> 確認済	(2) 調布市の認可保育園に内定した場合、内定児以外の育児休業取得中でも復職が必要です。
<b>6 令和7年4月分と令和6年度の両方を新規の入園希望で申込む(予定含む)方は、必ず記入してください。指定された条件で選考します。以下に当てはまらない状況が生じた場合は、個別に連絡して意向を確認します。</b>	
<input type="checkbox"/> 令和7年4月に内定が出た場合、令和6年度(1~3月分)は入園を希望しません。	
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年4月に内定が出た場合でも、令和6年度(1~3月分)に希望順位が高い園(または同じ園)に内定が出た場合は、令和6年度中の入園を希望します。(令和7年4月以降も引き続き通うことが可能です。令和7年4月の内定は辞退していただきます。)	
<input type="checkbox"/> 令和7年4月より希望順位が低い園に内定が出たとしても、令和6年度(1~3月分)の入園を希望します。(令和7年4月以降も引き続き同じ園に通うか、令和7年4月で内定した園に転園するか、お選びいただけます。)	

保育園の申込みに当たり、本確認票内の事項について確認しました。不明点は入園  
また、提出するすべての書類に虚偽の申請がないことを証明いたします。

署名を忘れずに記入します。

令和 6 年 10 月 13 日

保護者氏名

調布 太郎



## コラム 「育児休業給付金の延長手続き」が変わることをご存じですか？

令和7年4月の「雇用保険法施行規則改正」に伴い、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更されます。詳細は、厚生労働省のリーフレットをご確認ください。

1. 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更について
2. 2025年4月以降に延長の可能性のある方向けの留意点



### **注意** 申込書類の写しについて

育児休業給付金の支給期間延長手続きには、認可保育園の申込書類の写しが必要です。延長の可能性のある方は、書類一式を提出前に必ずコピーをお取りください。

※ 提出された後の書類の返却はできません。提出後にコピーが必要な場合は、保有個人情報の開示請求手続き（有料）が必要となり、お渡しするまでに2週間程度の時間がかかります。

※ マイナンバーカードを使った電子申請の場合、申請完了後に申請データをダウンロードできます。

### **注意** A1-4 申込確認票について

設問3(3)「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します」に「はい」を選択した場合、基準指数を2点に下げて選考しますが、希望園に空きがある場合は、内定します。

入所保留や育児休業給付金延長を保障するものではありません。

また、**育児休業の延長に関する各種手続きについて、調布市では一切責任を負いかねます**ので、事前に管轄のハローワーク（就労先によって異なります）や就労先にご確認いただいたうえで、ご判断ください。

### **注意** 「利用不承認決定通知書」について

保育園に入所できなかった場合に発行する「利用不承認決定通知書」は、内定を辞退した場合や、締切日までに申込みがない場合は発行しません。「利用不承認決定通知書」は、**利用希望開始月**または**希望園等を変更した月**のみの発行となります。

A1-5 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書

この書類は、調布市で初めて認可保育園を申込み場合に必要です。

転入予定の方は、転入手続き時に提出します。出産予定の方は、出産後に提出します。

令和6年10月13日

調布市子どものための教育・保育給付  認定申請書  変更申請書  
 調布市子育てのための施設等利用給付  認定申請書  変更申請書

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第16条（子育てのための施設等利用給付に係る申請にあっては同法第30条の3において準用する同法第16条）の規定による給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費等の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
- 施設等利用費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項及び同法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始日の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

入園希望日を記入します。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法の規定に基づき、次のとおり施設型給付費、地域型保育給付費

1 基本情報

申請者		フリガナ	チョウフ タロウ	申請者子どもとの続柄	父	現住所	〒182-8511 調布市小島町2-35-1	認定希望日（施設利用開始希望日）	令和7年4月1日
①		日中の連絡先（電話番号）		※ 確実に連絡のとれる順に記入してください。		②			
		080-△△△△-0000		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input checked="" type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 父勤務先 <input type="checkbox"/> 母勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		080-0000-△△△△		<input checked="" type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 父勤務先 <input type="checkbox"/> 母勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
子ども申請	フリガナ	チョウフ キタロウ	現住所	-		個人番号（マイナンバー）		記入不要	
	氏名	調布 鬼太郎	申請者と異なる場合のみ記載 生年月日	令和5年6月17日					
認定希望日の前年度1月1日現在の住所	(母親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ。		(父親)	長野県下高井郡木島平村往郷914-6 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ。				
認定希望日の前々年度1月1日現在の住所	(母親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ。		(父親)	長野県下高井郡木島平村往郷914-6 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ。				

個人番号の記入は不要です。

2 世帯の状況

申請者番号	フリガナ 氏名	申請者子どもとの続柄	個人番号 生年月日	就労先・通学先・通園先 又は単身赴任先	要介護認定 又は障害者手帳
①	チョウフ タロウ 調布 太郎	父	個人番号 昭和58年6月1日	○△株式会社	<input type="checkbox"/> 有
2	チョウフ ハナコ 調布 花子	母	個人番号 昭和59年3月2日	××株式会社	<input type="checkbox"/> 有
3	チョウフ ミライ 調布 未来	姉	個人番号 令和3年5月7日		<input type="checkbox"/> 有
4			個人番号 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			個人番号 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
			個人番号 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

認可保育園を申込み方は、保育の必要性「有」です。  
該当する要件にチェックをつけてください。

3 保育の必要性の有・無

保育の必要性の有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(子から見た続柄) <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 無	(子から見た続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )

4 利用施設について（予定を含みます。）

フリガナ	マルマルホイクエン		(裏)	
施設名	〇〇保育園		施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所等 ※地域型保育事業を含む。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 東京都 <input type="checkbox"/> 認定保育所 <input type="checkbox"/> その他
施設の所在地	〒 - 記入不要			
TEL:	-			

第1希望の園名を記入し、所在地は不要です。

就労証明書

調布市長 宛

記入例

証明日	西暦	2024	年	9	月	17	日
事業所名	××株式会社						
代表者名	染地 次郎						
所在地	調布市小島町●-●-●						
電話番号	042	-	481	-	●●●●		
担当者名	布田 花子						
記載者連絡先	042	-	481	-	●●●●		

押印は不要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に関われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																						
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																						
2	フリガナ	チョウフ ハナコ																																																																						
	本人氏名	調布 花子      生年目日    1984 年 3 月 2 日																																																																						
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期      期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)    2015 年 4 月 1 日 ~      年 月 日																																																																						
4	本人就労先事業所	名称    ××株式会社 つつじヶ丘支店 住所    調布市東つつじヶ丘●-●-●																																																																						
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託    固定就労の場合、必ず記載が必要です。 休憩時間を含めてください。																																																																						
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計時間</td><td>月間</td><td>160</td><td>時間</td><td>0</td><td>分 (うち休憩時間 1200 分)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td>一ヶ月当たりの就労日数</td><td>20</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>5 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平日</td><td colspan="2">8 時 0 分 ~</td><td colspan="2">16 時 0 分</td><td colspan="8">(うち休憩時間 60.00 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土曜</td><td colspan="2">時 分 ~</td><td colspan="2">時 分</td><td colspan="8">(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日祝</td><td colspan="2">時 分 ~</td><td colspan="2">時 分</td><td colspan="8">(うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	160	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		一ヶ月当たりの就労日数	20	日	一週当たりの就労日数	5 日	平日		8 時 0 分 ~		16 時 0 分		(うち休憩時間 60.00 分)								土曜		時 分 ~		時 分		(うち休憩時間 分)								日祝		時 分 ~		時 分		(うち休憩時間 分)							
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	160	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)																																																											
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		一ヶ月当たりの就労日数	20	日	一週当たりの就労日数	5 日																																																											
平日		8 時 0 分 ~		16 時 0 分		(うち休憩時間 60.00 分)																																																																		
土曜		時 分 ~		時 分		(うち休憩時間 分)																																																																		
日祝		時 分 ~		時 分		(うち休憩時間 分)																																																																		
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>合計時間</td><td><input type="checkbox"/> 月間    <input type="checkbox"/> 週間      時間      分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td><td><input type="checkbox"/> 月間    <input type="checkbox"/> 週間      時      分 ~      時      分</td> </tr> </table> 変則就労の場合、必ず記載が必要です。 休憩時間を含めてください。	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間      時間      分 (うち休憩時間 分)	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間      時      分 ~      時      分																																																																		
合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間      時間      分 (うち休憩時間 分)																																																																							
就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間      時      分 ~      時      分																																																																							
7	産育休・その他の休業期間を除く3か月。 有給・休憩・残業時間含む。	<table border="1"> <tr> <td>2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 12 月 31 日</td> <td>2022 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 11 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>18 日/月    140.00 時間/月</td> <td>21 日/月    168.00 時間/月</td> </tr> <tr> <td>20 日/月    160.00 時間/月</td> <td></td> </tr> </table>	2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 12 月 31 日	2022 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 11 月 31 日	18 日/月    140.00 時間/月	21 日/月    168.00 時間/月	20 日/月    160.00 時間/月																																																																	
2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 12 月 31 日	2022 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 11 月 31 日																																																																							
18 日/月    140.00 時間/月	21 日/月    168.00 時間/月																																																																							
20 日/月    160.00 時間/月																																																																								
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間    年 月 日 ~      年 月 日																																																																						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間    2023 年 8 月 13 日 ~ 2025 年 6 月 16 日																																																																						
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input checked="" type="checkbox"/> 取得済み    理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input checked="" type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( ) 期間    2023 年 2 月 15 日 ~ 2023 年 4 月 21 日																																																																						
11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み    2025 年 6 月 17 日																																																																						
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中      期間    2025 年 6 月 17 日 ~ 2026 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯    9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																						
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																						
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定																																																																						
15	入所内定時育休短縮可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																																																																						
16	育休延長可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																																																																						
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~      年 月 日																																																																						
18	備考欄																																																																							
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td><input type="checkbox"/> 利用中    <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>調布 鬼太郎</td><td>2021 年 5 月 7 日</td><td>〇〇保育園</td><td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td><input type="checkbox"/> 利用中    <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td><input type="checkbox"/> 利用中    <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)	調布 鬼太郎	2021 年 5 月 7 日	〇〇保育園		児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)		年 月 日			児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)		年 月 日																																																
児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																					
調布 鬼太郎	2021 年 5 月 7 日	〇〇保育園																																																																						
児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																					
	年 月 日																																																																							
児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																																																																					
	年 月 日																																																																							

直近での勤務時間数の変更(予定含む)、社名変更、合併、出向等がありましたら、発生日とその内容をこちらに記載してください。

# VII 保育施設一覽

## 1 認可保育園 (令和6年8月1日時点の情報です)

### 公立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育(平日) 利用可能年齢
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1	下布田保育園	布田2-27-4 042(481)7668	10	10	14	16	40	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
2	金子保育園	西つつじヶ丘4-16-7 042(483)4410	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
3	上石原保育園	上石原2-8-3 042(484)0234	12	20	20	20	48	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
4	第五保育園	国領町3-12-1 042(484)2200	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
5	神代保育園	西つつじヶ丘1-40-5 042(485)3103	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
6	宮の下保育園※1	上石原3-34-10 042(486)5682	6	11	15	20	48	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
7	富士見保育園	富士見町2-3-26 042(481)7671	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
8	東部保育園	若葉町1-29-21 03(3307)2081	6	13	17	20	44	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～

### 私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育(平日) 利用可能年齢	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計
9	ベネッセひまわり保育園	小島町2-53-5アルソスコート調布 042(481)7107	6	10	11	11	22	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
10	上布田保育園	調布ヶ丘1-20-1 042(482)2564	6	10	12	18	22	22	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
11	仙川保育園	仙川町1-21-5 03(3300)1055	6	18	18	22	46	110	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
12	深大寺保育園	深大寺北町3-31-8 042(485)2828	12	20	20	20	48	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
13	皐月保育園	小島町2-20-3 042(482)2323	16	22	23	23	23	130	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
14	保恵学園保育所	富士見町3-1 042(498)2002	9	18	20	20	20	107	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
15	八雲台保育園	八雲台1-32-1 042(486)9143	9	14	17	20	40	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
16	ポピンズナーサリースクール調布※2	西つつじヶ丘2-4-1 03(5315)2100	15	17	18	-	-	50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～20:00 生後57日目～	
17	ポピンズナーサリースクール調布分園	西つつじヶ丘2-1-31 03(5314)2131	-	-	-	20	20	20	60	3歳児クラス～	18:01～20:00 3歳児クラス～
18	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘2-25 03(3309)5605	12	20	22	22	22	120	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～	
19	子供の家こすずめ保育園(本園)※3	上石原1-20-16 042(484)1300	6	9	9	9	28	61	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
20	子供の家こすずめ保育園(分園)※2	上石原1-36-2 042(490)0415	7	7	7	8	-	29	生後57日目 ～3歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～	
21	調布上ノ原保育園	柴崎2-24-4 042(485)2821	6	7	18	23	49	103	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
22	オリンピック保育園	佐須町3-1-5 042(482)4331	12	19	19	15	15	15	95	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
23	双葉保育園	小島町3-28-1 042(485)6651	10	12	14	20	24	25	105	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
24	二葉くすのき保育園	国領町3-8-15 1号棟 042(487)8309	10	12	18	18	20	22	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
25	みゆき保育園	国領町8-1-35 6号棟 042(488)8860	9	20	20	20	20	109	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
26	レオ保育園	染地2-8-30 042(488)4127	12	15	22	22	44	115	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～ (11か月～ならし開始)	
27	ときわぎ国領保育園	国領町8-2-65 03(5438)2115	9	10	10	11	11	11	62	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
28	調布クオレ保育園	国領町4-13-42 042(481)8731	6	9	12	13	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
29	エンゼルランド	布田6-23-8 042(480)6860	5	11	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
30	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2 042(444)3900	6	14	20	20	20	20	100	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
31	調布城山保育園	深大寺南町3-17-35 042(452)9496	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
32	エンゼルシー	布田3-21-2 042(480)8010	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
33	にじいろ保育園柴崎	柴崎1-2-1 042(426)9673	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
34	小学館アカデミーちょうふ保育園	布田4-25-8 042(490)6080	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
35	東京YWCAまきば保育園	国領町7-11-1 042(483)5208	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
36	グローバルキッズ調布園	布田5-17-6 042(441)7707	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
37	バイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17 042(488)0533	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
38	ぼけっとランド深大寺保育園	深大寺南町4-9-1 042(490)2667	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
39	城山保育園上石原	上石原3-8-10 042(490)2031	9	15	24	24	24	24	120	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
40	バイオニアキッズ仙川園	若葉町1-27-31 03(5314)9353	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
41	バイオニアキッズつつじヶ丘園	東つつじヶ丘2-4-4 03(6279)6973	6	12	12	15	15	15	75	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
42	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原3-21-3 042(480)8181	6	12	15	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
43	Gakkenほいくえん国領	国領町7-17-3 042(490)3230	9	10	12	13	13	13	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
44	ういず調布深大寺保育園	深大寺東町5-34-3 042(426)9331	6	12	14	16	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
45	こんべいとう保育園※4	富士見町1-39-54 042(488)7177	6	8	10	(12)	-	(36)		<b>満3か月</b> ～(3歳児クラス)	18:01～20:00 満1歳～
46	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2 042(480)8081	6	12	16	18	19	19	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
47	京王キッズブラッソ国領	国領町2-17-3 042(426)7023	6	15	16	16	16	16	85	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
48	みずべの保育園	小島町3-49-15 042(444)8901	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
49	レイモンド調布保育園	小島町3-16-8 042(426)9461	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
50	調布ヶ丘ちとせ保育園	調布ヶ丘3-7-7 042(442)4661	9	14	16	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
51	アートチャイルドケア仙川	仙川町1-16-7 2階 03(5313)0615	3	6	6	6	5	4	30	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
52	バイオニアキッズ第2仙川園	仙川町2-12-9 03(5314)9442	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
53	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2 042(426)7483	6	11	11	11	11	11	61	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
54	調布エンジェル保育園	調布ヶ丘1-23-1 042(444)5288	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
55	ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘3-30-1 1階 042(490)2270	6	6	7	7	7	7	40	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
56	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18 042(444)1467	9	15	16	16	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
57	ブライト保育園調布仙川	仙川町3-17-6 03(3300)0190	5	10	10	15	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
58	バイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階 042(444)8690	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
59	しきの森保育園	下石原2-54-1 042(426)7151	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
60	つつじヶ丘どろんこ保育園	東つつじヶ丘1-6-25 03(5315)9412	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
61	ちょうふのぞみ保育園	布田4-5-34 042(426)4941	9	12	17	17	17	18	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
62	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町1-10-8 042(444)3041	9	12	14	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
63	深大寺東町ちとせ保育園	深大寺東町1-14-1 042(444)8091	9	12	18	20	20	21	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
64	太陽の子つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘4-29-1 042(490)0161	9	14	14	14	14	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
65	リトルキッズスター（分園）※2	菊野台3-21-16 042(481)3335	6	12	16	-			34	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
66	リトルキッズスター（本園）	西つつじヶ丘4-16-8 042(488)5559	-			16	16	16	48	3歳児クラス～	18:01～19:00 満3歳～
67	おおたかの空保育園	入間町2-28-33 03(5787)7447	12	25	30	30	30	30	157	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
68	京王キッズプラッツ多摩川※5	多摩川4-39-1 042(490)5550	6	8	8	8	8	8	46	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
69	プティ仙川ちとせ保育園※2	緑ヶ丘2-56-3 03(5384)2551	6	20	24	-			50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
70	グラン仙川ちとせ保育園	仙川町3-3-21 03(3309)2100	3	5	5	29	29	29	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
71	多摩川保育園※6	狛江市西和泉1-5-1 042(483)4667	12	15	18	25	50		120	生後57日目～	18:01～19:00 満10か月～
72	ちいはぐ・飛田給	飛田給2-21-2YAHIROビル1・2階 042(485)0338	6	6	6	8	8	8	42	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
73	バイオニアキッズちょうふ園	布田3-7-3 042(426)7073	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
74	調布そらいろ保育園	小島町1-16-3 042(426)7022	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
75	ぼけっとランド仙川保育園	仙川町2-14-5 03(6709)1016	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
76	木下の保育園調布駅前	布田3-4-3 042(426)8600	6	13	14	14	14	14	75	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
77	布田そらいろ保育園	布田6-47 042(444)8778	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

家庭的保育事業

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日）
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
ア	たんばぼ※7	八雲台1-22-1八雲台クリンハイム103 042(444)5718	5			-			5	生後57日目～	8:00～8:29 16:31～18:00

※ 保育園では、建替え工事や運営方法の見直しなどで、延長保育も含めた開園時間の変更があります。

※1 「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、公立保育園8園のうち、令和12年までに先行して2園に民間活力を導入します。

No6 宮の下保育園は、その第一園目として、令和8年4月から「第七機動隊跡地（上石原3-1-24）」への移転と社会福祉法人東京かたばみ会が運営する公私連携型保育所（私立保育園）への移行を予定しています。

※2 No16 ポピンズナーサリースクール調布、No20 子供の家こすずめ保育園（分園）、No65 リトルキッズスター（分園）、No69 プティ仙川ちとせ保育園は、受入れ年齢を超えた場合、同じ園の本園（または分園）に自動移行します。

※3 No19 子供の家こすずめ保育園（本園）は、今後工事の予定があり、一時的にNo20 子供の家こすずめ保育園（分園）で預かる可能性があります。

※4 No45 こんぺいとう保育園の受入れ年齢は、令和7年4月から0～2歳児になります。受入れ年齢を超えた場合、再度他園への入園申込みが必要です。

※5 No68 京王キッズプラッツ多摩川は、令和9年度に（多摩川4-38-3）への移転を予定しています。

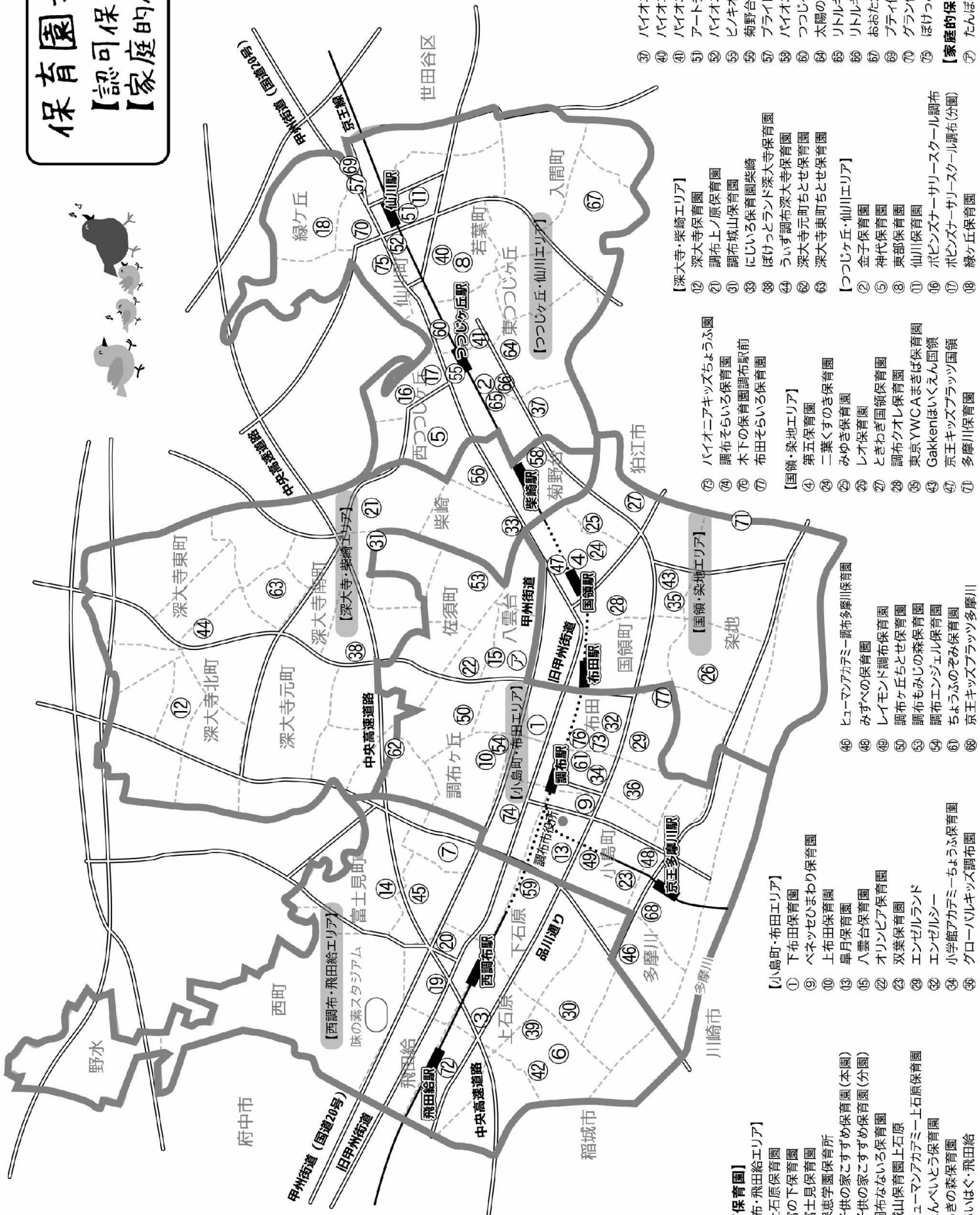
※6 No71 多摩川保育園は狛江市にありますが、設立の経緯により、調布市内の保育園と同じように申込みができます。

※7 家庭的保育事業「たんばぼ」は、土曜日は開園しません。利用者は一律「保育短時間認定（P.20 参照）」になり、それを超える時間は、延長料金がかかります。また、3歳児クラス以降は、下布田保育園に移行するか、卒園時の加点をもって下布田保育園以外の園に入所申込みをするかを選択することができます。

# 保育園マップ

## 【認可保育園】

## 【家庭的保育】



### 【認可保育園】

#### 【西調布・飛田給エリア】

- ③ 上石原保育園
- ⑥ 宮の下保育園
- ⑦ 富士見保育園
- ⑭ 保志学園保育所
- ⑲ 子供の家こすずめ保育園(本園)
- ⑳ 子供の家こすずめ保育園(分園)
- ㉑ 調布なないろ保育園
- ㉒ 城山保育園上石原
- ㉓ ヒューマンアカデミー上石原保育園
- ㉔ こんべいとう保育園
- ㉕ しきの森保育園
- ㉖ ちはいぐ・飛田給

#### 【小島町・布田エリア】

- ① 下布田保育園
- ⑨ ベネッセひまわり保育園
- ⑩ 上布田保育園
- ⑬ 皐月保育園
- ⑮ 八雲台保育園
- ⑳ オリビア保育園
- ㉑ 双葉保育園
- ㉒ エンゼラランド
- ㉓ エンゼルスー
- ㉔ 小学館アカデミーちよら保育園
- ㉕ グローバルキッズ調布園

#### 【国領・染地エリア】

- ④ ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園
- ⑤ みずべの保育園
- ⑥ レイモンド調布保育園
- ⑦ 調布ヶ丘とせ保育園
- ⑧ 調布もみじの森保育園
- ⑨ 調布エンジェル保育園
- ⑩ ちよらふのぞみ保育園
- ⑪ 京王キッズブラッツ多摩川

#### 【国領・染地エリア】

- ④ 第五保育園
- ⑤ 二葉くすのき保育園
- ⑥ みゆき保育園
- ⑦ レオ保育園
- ⑧ ときわぎ国領保育園
- ⑨ 調布クオレ保育園
- ⑩ 東京YWCAまぎば保育園
- ⑪ Gakkenはいくえん国領
- ⑫ 京王キッズブラッツ国領
- ⑬ 多摩川保育園

#### 【深大寺・柴崎エリア】

- ⑫ 深大寺保育園
- ⑬ 調布上ノ原保育園
- ⑭ 調布城山保育園
- ⑮ 木下の保育園調布駅前
- ⑯ 布田そらいる保育園
- ⑰ 深大寺保育園
- ⑱ 調布上ノ原保育園
- ⑲ 調布城山保育園
- ⑳ ぼびとランド深大寺保育園
- ㉑ ういず調布深大寺保育園
- ㉒ 深大寺元町とせ保育園
- ㉓ 深大寺東町とせ保育園
- ㉔ 【つつじヶ丘・仙川エリア】
- ㉕ 金子保育園
- ㉖ 神代保育園
- ㉗ 東部保育園
- ㉘ 仙川保育園
- ㉙ ポピンズナーサリースクール調布
- ㉚ ポピンズナーサリースクール調布(分園)
- ㉛ 緑ヶ丘保育園

#### 【家庭の保育】

- ㉜ パイオニアキッズ菊野台園
- ㉝ パイオニアキッズ仙川園
- ㉞ パイオニアキッズつつじヶ丘園
- ㉟ アートチャイルドケア仙川
- ㊱ ビオニアキッズ第2仙川園
- ㊲ ビオニアキッズつつじヶ丘保育園
- ㊳ 菊野台かしのみ保育園
- ㊴ フライト保育園調布仙川
- ㊵ パイオニアキッズ柴崎園
- ㊶ つつじヶ丘どろんこ保育園
- ㊷ 太陽の子つつじヶ丘保育園
- ㊸ リトルキッズスター(分園)
- ㊹ リトルキッズスター(本園)
- ㊺ おおたかの空保育園
- ㊻ プティ仙川とせ保育園
- ㊼ グラン仙川とせ保育園
- ㊽ ほけっとランド仙川保育園
- ㊾ たんぽぽ

## 2 認可外保育施設 (令和6年8月1日時点の情報です)

利用を希望される場合は、直接施設にお問い合わせください。

### 東京都認証保育所

マップNo.	認証型	施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間	一時預かり
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
A	A型	ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘	西つつじヶ丘3-35-29 042(481)2155	つつじヶ丘	8	12	6		6		32	7:30~20:30	○
B	A型	あいあい保育園調布乳幼児園	小島町3-69-14 第2荒井麗峰ビル301 042(441)4838	調布	2	6	6	6	12		32	7:00~20:00	○
C	A型	木下の保育園つつじヶ丘	東つつじヶ丘2-9-2 フレアつつじヶ丘1階 03(5313)4441	つつじヶ丘	3	12	12		-		27	7:00~20:00	○
D	A型	KNベルーガ園	布田1-50-1 マートルコート調布第3 1階 042(444)0335	調布	7	15	11		-		33	7:00~20:00	○
E	A型	ぼけっとランド国領	国領町4-8-1 グランドール武戸野1階 042(486)0751	国領	6	12	12		-		30	7:30~20:30	○
F	A型	都市型保育園ポラール東京調布園	布田4-2-9 スペランサ2階 042(443)6040	調布	2	10	8	8	17		45	7:30~20:30	○
G	A型	木下の保育園国領	国領町1-45-2 ジェルソミーナ1階 042(441)5499	国領	6	12	6	4	2		30	7:00~20:00	○
H	B型	藤ウェルネス保育園	西つつじヶ丘1-47-4 042(486)4191	つつじヶ丘	4	9	1		-		14	7:00~20:00	○
I	A型	ヒューマンアカデミー西調布保育園	上石原1-37-2 042(442)0460	西調布	4	18	12		3		37	7:30~20:30	○
J	A型	ミアヘルサ保育園ゆらりん仙川	仙川町2-5-7 仙川キューポート内1階 03(5969)8665	仙川	3	9	9		19		40	7:30~20:30	○

### 家庭福祉員 (保育ママ)

マップNo.	施設名 家庭福祉員名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
K	きださんち	下石原2-16-3	西調布	3							8:00~18:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)
	永田 悠	042(483)3639									
L	ばる	国領町4-24-21	国領	3							
	井上 柚香	042(480)4341									

### 共同実施型家庭的保育事業 (グループ型保育施設)

マップNo.	施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
M	ちいはぐ・仙川	仙川町2-10-63 042 (444) 2383 (株式会社チャイルド・スマイル本部)	仙川	15							8:00~19:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)



### 認可外保育施設を利用する方への助成制度の概要 (保育料の助成)

対象となる方 (以下のすべてに当てはまる方)

- ・市内にお住まいの方
- ・各月1日時点で下記対象施設を月ぎめ契約\*し、保育料を納めている方

※一時預かりは対象外です。

対象施設

- ・東京都認証保育所
- ・家庭福祉員(保育ママ)
- ・共同実施型家庭的保育施設(グループ型保育施設)
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設

助成額は、世帯の市民税所得割額によって異なります。

申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。





企業主導型保育事業（地域枠のある施設）

マップ№	施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別地域枠定員数							開設時間	証明書 (※)
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
㊦	icon調布仙川園	仙川町1-9-23 03(6874)7693	仙川	6			-			6	7:00~20:00	有
㊧	icon調布駅前園	布田5-2-1ライプラザ調布1F 042(444)1454	調布	5			-			5	7:00~20:00	有
㊨	JAXAそらのこ保育園	深大寺東町7-44-1 050-3362-6609	航研前 (バス停)				5			5	8:15~20:15	有
㊩	飯野おやこ保育園+調布のまち	布田4-9-4 042(444)8200	調布				50			50	7:00~20:00	有
㊪	オフィク仙川	仙川町3-10-3 プランタニエ仙川 03(6633)7474	仙川	9			-			9	7:00~20:00	有
㊫	カメラキッズ国領園	国領町4-21-12 フェリーチェ国領1F 042(444)6199	国領	9			-			9	7:30~20:30	有
㊬	カメラキッズ調布園	小島町1-5-6 アールアンドエスビル1階 042(452)8705	調布	14			-			14	7:30~20:30	有

**重要!** 企業主導型保育事業を検討されている方へ

企業主導型保育事業を申込む場合には、施設に「支給認定証の写し」を提出する必要があります。

認可保育園を申込んだことがある方は、初回に「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出いただくため、「支給認定証」を発行し、ご自宅に送付しています。

認可保育園に申込んだことがない方は、「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保護者全員分の保育が必要なことを証明する書類（P.7 参照）」を保育課へ提出してください。書類審査後、10日程度で「支給認定証」をご自宅に送付します。

- 注意**
- ・ 支給認定証は、遡って交付することができません。必ず入園前に手続きをしてください。
  - ・ 支給認定証を紛失した場合は、再発行しますので、保育課にて再発行の申請をしてください。1週間程度でご自宅に送付します。

その他の認可外保育施設

マップ№	施設名	住所 電話番号	定員数	保育時間	証明書 (※)	マップ№	施設名	住所 電話番号	定員数	保育時間	証明書 (※)
㊭	アフター保育 はびびねすと	入間町2-21-29 03(3483)7875	5	9:00~22:00	有	㊯	調布東山病院内 たけのこ保育園	小島町2-39-3 042(489)6243	18	8:00~0:30	有
㊮	i Kids Star 仙川	仙川町3-10-9シテイハウス仙川ステーションコート1階 03(5313)5051	90	7:30~20:00	有	㊰	北多摩病院 保育室	富士見町3-22-1-107 042(486)8871	14	7:45~20:00	有
㊱	株式会社 KLC Medical Service	調布ヶ丘3-19-13 042(444)0775	設定なし	9:00~16:00	有	㊲	多摩川病院保育室	国領町5-31-1 042(483)4114	設定なし	8:00~17:00	有
㊲	電気通信大学保育施設	調布ヶ丘1-5-1 042(443)5023	10	8:00~19:00	有	㊳	ニューワールド インターナショナルスクール	仙川町3-9-15モンヴィオラージュ仙川103 03(3305)0573	45	9:00~19:00	
㊳	ヤクルト調布保育園	国領町5-6-8 042(489)2275	設定なし	8:00~17:00	有	㊴	宗教法人調布聖書バプテスト教会付属 こひつじ幼児園	上石原1-17-1 042(487)3219	65	8:00~18:00	有
㊴	青木病院内 保育室	上石原3-33-17 042(483)1355	12	8:00~19:00	有	㊵	保育所ちびっこランド 国領園 (一時預かり)	国領町7-18-12 調布同ガーデン8棟1階0号室 042(444)8838	21	7:30~18:30	有

※ 児童福祉法第 59 条に基づく立入調査の結果、国の「認可外保育施設指導監督基準」の項目全てを満たしていた施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

### 3 その他の保育サービス (令和6年8月1日時点の情報です)

#### ■ 一時預かり

市内在住で、就学前までのお子さま（原則、認可保育園などに在籍している子を除く。）を、理由を問わず一時的にお預かりする事業です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。

※ 食物アレルギーがある場合は、昼食・おやつが提供できないことがあります。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	受入開始年齢	定員	使用料	昼食代	おやつ代	利用制限等	
ベネッセひまわり保育園 042(481)7108	毎日 (12/29~1/3を除く)	8:30~17:30	満1歳※1	10人	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,500円	250円	100円	休業日を除き、連続して7日以内で、1か月15日以内（1歳未満は2日以内）	
パイオニアキッズちょうふ園 042(426)7073	毎日 (毎月第2土曜日・日曜日を除く)	9:00~17:00	満3か月	5人	最初の2時間まで500円 以降1時間ごとに500円	250円	100円	1か月4回以内 給食・おやつは日曜日・祝日を除き、希望者を対象に提供（要事前予約）	
調布なないろ保育園 042(444)3900	月~土 (祝日を除く)		満1歳	5人	半日（4時間）1,500円 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間）3,000円 9:00~17:00	250円	50円	延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30 (朝夕どちらかのみ)	
深大寺保育園 042(485)2828	月~金 (休園日を除く)	8:30~17:00	満2歳	8人	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,500円	250円	100円		
城山保育園上石原※2 042(490)2031			8人	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,300円	270円	80円	登録料 500円		
エンゼルシー 042(480)8075			満1歳	4人	半日（4時間）1,500円 8:30~12:30, 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間半）3,300円 8:30~17:00	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30	
皐月保育園※2 042(482)2323			満2歳	9人	半日（4時間）1,500円 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間）3,000円 9:00~17:00	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30	
にじいろ保育園柴崎※2 042(426)9673			満1歳	3人	9:00~17:00	250円	100円	登録料 500円 乳児のみ午前中のおやつあり (100円)	
ぼけっとランド仙川保育園 03(6709)1016			9:00~18:00	4人	1時間ごとに500円	250円	100円		
仙川保育園 03(3300)1284			8:30~17:00	3歳児クラス	認可 保 育 園 の 定 員 に 空 き が あ る 場 合 の み	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,300円	250円	100円	
宮の下保育園 042(486)5682							不要	不要	休日を除き、連続して7日以内
富士見保育園 042(481)7671									
東部保育園 03(3307)2081									
つつじヶ丘どろんこ保育園 03(5315)9412	月~土 (休園日を除く)	7:00~20:00					生後57日目	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,300円 8時間超~ 3,500円	260円

※1 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急の場合は満10か月から利用できます。

※2 城山保育園上石原、皐月保育園、にじいろ保育園柴崎には、保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急のための定員が別にあります。

## ■ 定期利用保育事業

複数月にわたって継続的な保育を必要とする方のお子さまをお預かりする事業です。市内在住で、認可保育園や認可外保育施設を月ぎめ利用しておらず、月の必要保育時間が160時間未満の満1歳から就学前までのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルシー 042(480)8075	月～金 (保育園の休園日を除く)	8:30～17:00	満1歳～就学前	2人	4時間以内 1,100円 4時間超～8時間以内 2,200円
パイオニアキッズちょうふ園 042(426)7073	月～金 (保育園の休園日を除く)	8:30～17:30	満1歳～就学前	2人	1日 2,200円 月額上限 44,000円

## ■ 休日保育

認可保育園がお休みの日曜日・祝日に保育を実施しています。市内在住で、認可保育園（市外含む）に通園中の、1歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接ベネッセひまわり保育園にお問い合わせください。※ 給食の提供はありませんので、お弁当が必要です。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象	定員	使用料
ベネッセひまわり保育園 042(481)7107	日曜日・祝日 (年末年始を除く)	8:30～17:30	1歳児クラス～ 就学前	3人	認可保育園の保育料に含む

## ■ 病児・病後児保育事業

病気の急性期または回復期にあるお子さまを、①～③すべてに該当する場合、一時的にお預かりする事業です。

- ① 病気の急性期又は回復期にあるため、保育園等（一時預かりを除く）へ登園することができない
- ② 保護者が就労などにより、家庭で育児が困難
- ③ 施設の指導医が受入可能と判断した

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルケアルーム 042(480)6160	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:30	満1歳～ 小学校6年生	各4人	1日2,500円
ポピンズルーム調布 03(5384)2181					



### 病児・病後児保育事業の利用方法

- 1 事前に利用登録をします。詳細は市ホームページをご覧ください。
- 2 利用希望日の前日に、施設に直接電話で予約します。
- 3 当日の朝、施設の指導医の診察を受け、利用の許可を得てください。

費用は施設で直接お支払いいただきます。その他の持ち物は、施設へお問い合わせください。



## ■ 多様な他者との関わりの機会の創出事業

保育園や幼稚園等に通っていない3か月～2歳児のお子さまの定期的なお預かりと、その保護者との面談を通じて、在宅子育て家庭を支援する事業です。

申込み・利用方法などは、施設により異なります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

## VIII 幼稚園



### ■ 「幼稚園」の主なポイント

- 教育面の充実  
各園の特色ある教育理念に基づいた「良質な幼児教育」が受けられます。
- 共働き世帯も利用しやすい  
通常の教育時間の前後（早朝・夕方）に「預かり保育」を市内すべての園で実施しています。
- 補助制度が充実しており、経済的な負担が小さい  
幼児教育無償化や市の補助金など、入園料・保育料等の負担軽減制度があります。

### ■ 入園申込み方法

入園を希望する幼稚園に直接願書を提出します。  
願書の配付方法や提出期限などは、市報9月20日号（市ホームページでもご確認いただけます）でご案内しています。その他、詳細は各園にお問い合わせください。

### ■ 入園できるお子さまと保育料補助上限金額

学年		生年月日
満3歳児クラス (年少々)	2歳児 (3歳の誕生日前まで)	令和4年4月2日～令和5年4月1日
	満3歳児 (3歳の誕生日以降)	
3歳児クラス(年少)		令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児クラス(年中)		令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児クラス(年長)		平成31年4月2日～令和2年4月1日

※ 「満3歳児クラス」は、市内13園のうち6園（P.42参照）で実施しています（令和6年度時点）。

### ■ 補助制度の概要（令和6年度のもので、今後、変更になる場合があります。）

施設の種類によって、補助制度が異なります。詳細は、入園後に園を通じてご案内します。

- (1) 入園料補助 年額上限：30,000円
- (2) 保育料補助 月額基本上限：32,000円  
  - ※ 世帯収入等により、補助金額を決定します。
  - ※ 施設型給付幼稚園は、保育料が全額無償です。その他の負担額について、月額基本上限6,300円の範囲内で補助します。
- (3) 預かり保育利用料補助：900円×利用日数  
  - 対象者：共働き世帯など保育の必要性があり、市から認定を受けている方
  - ※ 満3歳児クラスは450円×利用日数（月額上限額：11,300円 ※施設等利用給付3号認定は16,300円）
- (4) 給食費（副食費）補助 月額上限：4,800円  
  - 対象者：世帯市民税所得割合算額が77,101円（年収360万円相当）未満または小学校3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降

調布市内幼稚園一覧（令和6年8月1日時点の情報です）

マップ№	幼稚園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園バス	給食	プレ保育	満3歳児 クラス	1日の預かり時間（最長日の場合）				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
								最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
あ	晃華学園マリアの園幼稚園	佐須町5-28-1 042(485)0040	2,000円	○	○	○	×	10時間	8:00～9:30	9:30～13:40	13:40～18:00	15	7	6
い	桐朋幼稚園	若葉町1-41-1 03(3309)2111	17,600円	×	×	×	×	8時間	-	9:00～14:00	14:00～17:00	-	-	-
う	マルガリタ幼稚園	下石原3-55-2 042(482)8056	0円	×	×	○	○	9時間45分	8:15～8:45	8:45～14:00	14:00～18:00	25	8	11
え	保恵学園幼稚園	富士見町3-1 042(480)2937	0円	○	○	○	○	9時間30分	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:30	21	6	6
お	仙川かおる幼稚園	仙川町1-25 03(3309)3930	0円	○	×	×	×	9時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	20	4	-
か	つつじがおか幼稚園	西つつじヶ丘4-23 042(482)1779	0円	×	○	○	×	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	26	9	9
き	調布若竹幼稚園 (施設型給付園)	国領町6-28-8 042(483)1735	0円	○	○ (予定)	○	○	8時間	-	9:00～14:00	14:00～17:00	16	4	5
く	調布白菊幼稚園	東つつじヶ丘2-12-1 03(3309)6111	4,000円	○	○	○	○	11時間	7:30～10:00	10:00～14:00	14:00～18:30	21	10	11
け	調布多摩川幼稚園	染地3-1-29(ハ号棟内) 042(483)4666	0円	○	○	○	×	9時間30分	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:30	22	7	8
こ	染地幼稚園	染地3-1-1279 042(483)9356	0円	×	○	○	×	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	15	4	5
さ	調布星美幼稚園	深大寺元町3-21-10 042(482)3535	0円	○	○	○	○	9時間30分	8:00～8:30	8:30～14:00	14:00～17:30	24	8	9
し	調布たちばな幼稚園	東つつじヶ丘3-3-1 03(3307)0115	0円	○	○	×	×	9時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	24	10	13
す	駿河台大学第一幼稚園	国領町3-8-15 042(487)4111	0円	○	○	○	○	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	29	9	8

※ 原則、土曜日・日曜日・祝日はお休みです。

※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、32,000円（無償化及び市補助金の合計金額）を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

※ 給食の実施日数は、幼稚園によって異なります。

※ 「プレ保育」とは、幼稚園入園前のお子さまが、幼稚園の生活を体験できる活動です。対象年齢や活動内容は、幼稚園によって異なります。

※ 「預かり保育」とは、教育時間の前後に、お子さまを預かることです（有料）。

※ 「仙川かおる幼稚園」・「調布たちばな幼稚園」の年少クラスの募集はありません。

幼稚園類いの幼児施設

マップ№	園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園バス	給食	プレ保育	満3歳児 クラス	1日の預かり時間				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
								最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
せ	仙川教会子ども家	若葉町2-27 03(3300)8159	0円	○	×	○	×	7時間30分	-	9:00～14:00	14:00～16:30	-	-	-

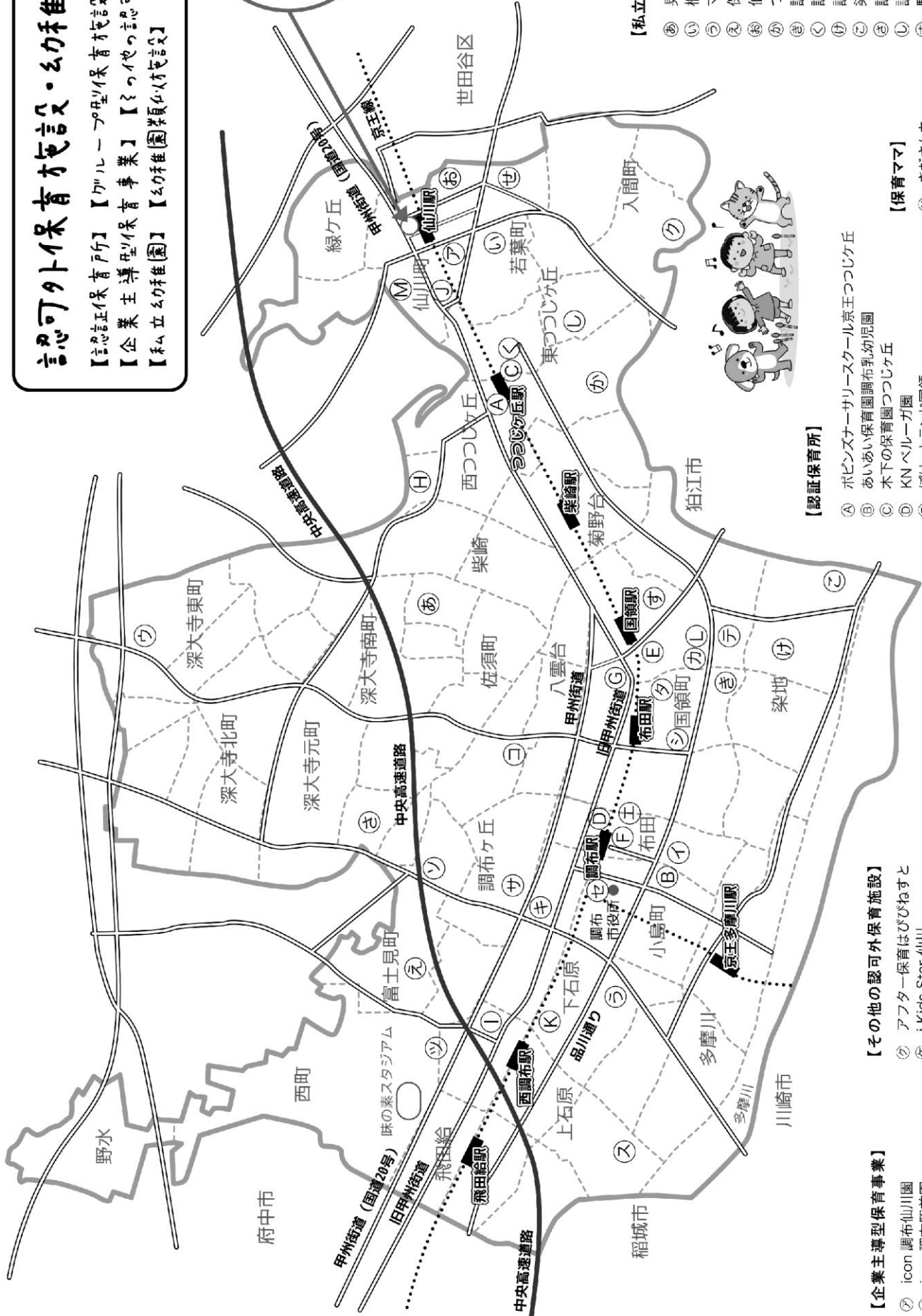
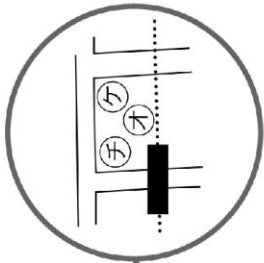
※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、32,000円（市補助金の合計金額）を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

※ 「幼稚園類いの幼児施設」とは、幼稚園教育を行うことを目的として知事が認定した施設であり、調布市の補助制度の対象施設です。



# 認可外保育施設・幼稚園マップ

- 【認定保育所】 【グループ型保育施設】 【保育ママ】
- 【企業主導型保育事業】 【その他の認可外保育施設】
- 【私立幼稚園】 【幼稚園類似施設】



- 【企業主導型保育事業】
- ⑦ icon 調布仙川園
  - ⑧ icon 調布駅前園
  - ⑨ JAXA そらのこ保育園
  - ⑩ 飯野おやこ保育園+調布のまち
  - ⑪ オアイク仙川
  - ⑫ カメリアアキッズ園
  - ⑬ カメリアアキッズ調布園

- 【その他の認可外保育施設】
- ⑭ アフター保育はびねすと
  - ⑮ i Kids Star 仙川
  - ⑯ 株式会社 KLC Medical Service
  - ⑰ 電気通信大学保育施設
  - ⑱ ヤクルト調布保育園
  - ⑲ 青木病院内 保育室
  - ⑳ 調布東山病院内 たけのこ保育園

- 【認定保育所】
- Ⓐ ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘
  - Ⓑ あいあい保育園調布乳幼児園
  - Ⓒ 木下の保育園つつじヶ丘
  - Ⓓ KN ベルギー園
  - Ⓔ ほけっとランド国領
  - Ⓕ 都市型保育園ポポラー東京調布園
  - Ⓖ 木下の保育園国領
  - Ⓗ 藤ウエルネス保育園
  - Ⓘ ヒューマンアカデミー西調布保育園
  - Ⓚ ミアヘルサ保育園ゆらりん仙川

- 【保育ママ】
- Ⓚ きださんち
  - Ⓛ ばる

- 【グループ型保育施設】
- Ⓜ ちいばぐ・仙川

- 【幼稚園類似施設】
- Ⓟ 仙川教会子どもの家

## 【私立幼稚園】

- Ⓛ 晃華学園マリアの園幼稚園
- Ⓜ 桐朋幼稚園
- Ⓝ マルガリタ幼稚園
- Ⓞ 保惠学園幼稚園
- Ⓟ 仙川かおる幼稚園
- Ⓠ つつじがおか幼稚園
- Ⓡ 調布若竹幼稚園
- Ⓢ 調布白菊幼稚園
- Ⓣ 調布多摩川幼稚園
- Ⓤ 染地幼稚園
- Ⓥ 調布星美幼稚園
- Ⓦ 調布たちばな幼稚園
- Ⓧ 駿河台大学第一幼稚園



